

児童・障害者相談センター
児童相談センター

業 務 概 要

2020 年度版
(2019 年度実績)

○児童福祉法抜粋

(児童の権利)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(保護者、地方公共団体の責任)

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

○児童の権利に関する条約抜粋

前文 この条約の締約国は、(中略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、(中略)

次のとおり協定した。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 (略)

○障害者基本法抜粋

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会*の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二以下 略

※全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

はじめに

日頃は、児童福祉、障害者福祉の推進について、御理解と御協力をいただき心から御礼申し上げます。

この度、県内7児童・障害者相談センターと3児童相談センター（児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をこの冊子ではまとめて「児童・障害者相談センター」と表記します。また、児童・障害者相談センターの児童相談部門と児童相談センターを合わせて単に「児童相談センター」とします。）の2019年度事業実績をまとめました。

2019年度に児童相談センターが対応した相談件数は19,929件、そのうち児童虐待相談は年々増加を続け6,045件となりいずれも過去最多となりました。児童相談センターの役割が児童虐待への対応に一層特化してきています。

全国的には痛ましい児童虐待事件が相次いで発生し、国全体で更なる児童虐待防止対策の強化が図られています。2019年6月には児童福祉法等が改正され、体罰の禁止等をはじめとした子どもの権利擁護、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携の強化等が示されました。

当県におきましても、子どもの安心・安全な生活を守るため、市町村、警察、医療機関等の関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の予防と早期発見・早期対応、被虐待児童の自立支援に取り組んでまいります。

2019年度の障害相談件数を見ますと、身体障害者相談が33,595件、知的障害者相談が4,505件でいずれも昨年度より増加しています。

障害者については、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行う障害者総合支援法が2013年に施行され(2018年一部改正)障害者の方が望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等、支援の一層の充実が図られています。

また、2016年には障害者差別解消法が施行されました。この法律では「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が定められ、社会的障壁の除去を目指しています。

これからも、関係機関の方々と連携・協力のもと、児童福祉法・障害者基本法の趣旨に則り、子どもの最善の利益のために、また、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生できる社会を実現するために、日々力を注いでいかなければならないと職員一同考えております。

2020年10月

中央児童・障害者相談センター長	前田	清
海部児童・障害者相談センター長	塚本	有子
知多児童・障害者相談センター長	秋吉	修一
西三河児童・障害者相談センター長	古田	学
豊田加茂児童・障害者相談センター長	武田	靖志
新城設楽児童・障害者相談センター長	菰田	近男
東三河児童・障害者相談センター長	川合	秀一
一宮児童相談センター長	近藤	雅明
春日井児童相談センター長	中村	卓美
刈谷児童相談センター長	山村	孝幸

目 次

第1 児童（・障害者）相談センターの概要	
1 沿革	1
2 所在地と管轄区域	2
3 機構と職員配置状況	3
第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務	
1 概要	
(1) 業務内容	5
(2) 業務系統図	6
(3) 相談の種類と主な内容	7
2 児童相談業務の状況	
(1) 相談業務	
ア 相談受付の状況	8
イ 相談受付の種別	9
ウ 相談対応の状況	10
エ 延べ件数	12
オ 児童虐待相談の状況	13
(2) 家庭支援電話相談業務	16
(3) 一時保護業務	17
(4) 里親関連業務	18
(5) 児童虐待防止対策事業	20
3 資料	
福祉行政報告例等	24
第3 障害者相談部門の業務	
1 概要	40
2 業務内容	41
3 障害者相談業務の実施状況	45
4 資料	49

第1 児童（・障害者）相談センターの概要

1 沿革

1948年 4月 1日	中央児童相談所開設
1948年 6月 30日	一宮児童相談所（現一宮児童相談センターの管轄区域を管轄）、岡崎児童相談所（西三河地域を管轄）、豊橋児童相談所（東三河地域を管轄）開設
1953年 11月 1日	身体障害者更生相談所開設
1956年 11月 1日	地方自治法が一部改正され、名古屋市域の児童相談業務が名古屋市へ移管
1960年 7月 1日	精神薄弱者更生相談所開設
1972年 4月 1日	一時保護業務（一時保護所）を中央児童相談所に集中管理
1973年 4月 1日	半田児童相談所開設（知多地域を管轄）
1975年 4月 1日	豊田児童相談所開設（豊田加茂地域を管轄）
1977年 5月 1日	心身障害者更生相談所開設（西三河（豊田加茂地域を除く）及び東三河地域の身体障害者・精神薄弱者更生相談所業務を所轄）
1981年 4月 1日	刈谷児童相談所開設（碧海5市を管轄）
1989年 4月 1日	津島児童相談所開設（海部地域を管轄）
1993年 9月 1日	名古屋市精神薄弱者更生相談所の開設に伴い、名古屋市内の業務を名古屋市へ移管
1999年 4月 1日	精神薄弱者福祉法の改正（知的障害者福祉法に名称変更等）に伴い、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に改称
2002年 4月 1日	愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編として、8か所の児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び心身障害者更生相談所を、3か所の児童・障害者相談センターと6か所の児童相談センターに再編（新城設楽児童相談センター開設（新城市、北設楽郡（稲武町を除く）、南設楽郡を管轄））
2008年 4月 1日	同じく地方機関の再編を行い、3か所の児童・障害者相談センター、6か所の児童相談センターを、7か所の児童・障害者相談センターと3か所の児童相談センターに再編（春日井児童相談センター開設（春日井市、小牧市を管轄）） （同時に、県事務所健康福祉課と併せた再編により、7か所の児童・障害者相談センターは「福祉相談センター」の組織となる） 一時保護業務（一時保護所）を西三河児童・障害者相談センターに移管
2015年 4月 1日	春日井児童相談センターに一時保護所を開設

2 所在地と管轄区域

(1) 所在地

相談センター名	設置場所	面積(k㎡)	人口(人)	18歳未満(人)
中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎7階 TEL052-961-7250 〒460-0001	272	648,383	111,145
海部児童・障害者相談センター	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎3階 TEL0567-25-8118 〒496-8535	208	327,325	50,841
知多児童・障害者相談センター	半田市宮路町1-1 TEL0569-22-3939 〒475-0902	392	625,687	104,718
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階 TEL0564-27-2779 〒444-0860	605	598,259	103,119
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市元城町2-68 TEL0565-33-2211 〒471-0024	951	486,777	81,086
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市中野6-1 TEL0536-23-7366 〒441-1326	1,052	52,594	6,844
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階 TEL0532-54-6465 〒440-0806	671	695,835	112,102
一宮児童相談センター	一宮市昭和1-11-11 TEL0586-45-1558 〒491-0917	334	791,667	125,901
春日井児童相談センター	春日井市神屋町713-8 TEL0568-88-7501 〒480-0304	156	455,100	72,870
刈谷児童相談センター	刈谷市神田町1-3-4 TEL0566-22-7111 〒448-0851	203	536,128	92,653
計		4,844	5,217,755	861,279

- (注) ・「面積」は、2020年1月1日現在(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)
 ・「人口」は、2020年4月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)
 ・「18歳未満」は、17歳以下の人口の和を計上。

(2) 管轄区域

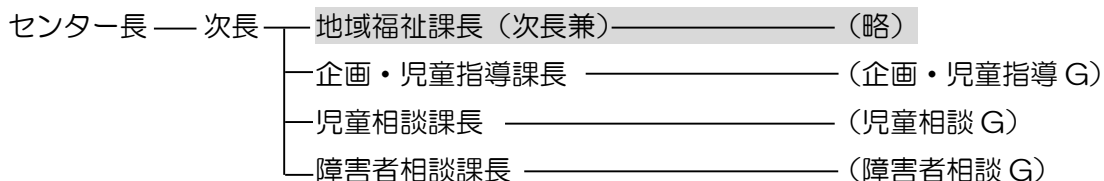
2020年4月1日現在

相談センター名	児童相談業務	障害者相談業務
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	左に加え、海部児童・障害者、知多児童・障害者、一宮児童、春日井児童の管轄区域の全業務
海部児童・障害者相談センター	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
知多児童・障害者相談センター	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市、西尾市、幸田町	左に加え、豊田児童・障害者、刈谷児童の管轄区域の全業務
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市、みよし市	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	左に加え、新城設楽児童・障害者の管轄区域の全業務
一宮児童相談センター	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
春日井児童相談センター	春日井市、小牧市	
刈谷児童相談センター	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	

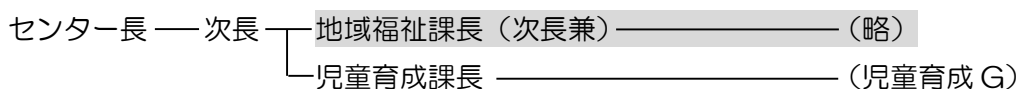
3 機構と職員配置状況 (2020年4月1日現在)

(1) 機構

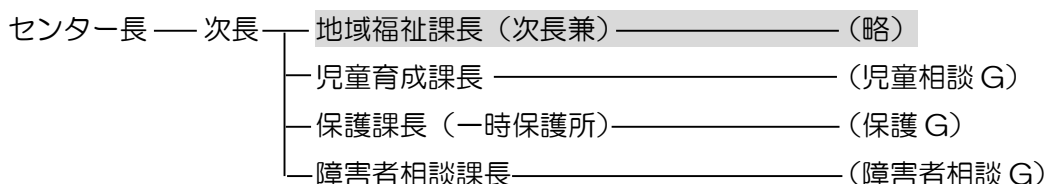
○尾張福祉相談センター(中央児童・障害者相談センター)



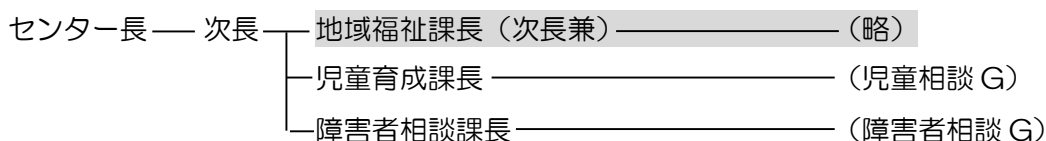
○海部、知多、豊田加茂、新城設楽福祉相談センター(児童・障害者相談センター)



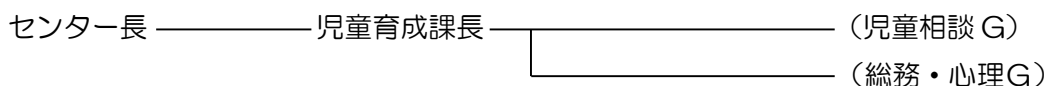
○西三河福祉相談センター(児童・障害者相談センター)



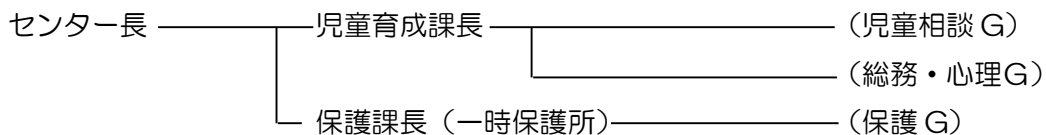
○東三河福祉相談センター(児童・障害者相談センター)



○一宮、刈谷児童相談センター



○春日井児童相談センター



※ 福祉事務所部分

(2) 職員配置状況 (2020年4月1日現在)

名 称	センター長	児童相談部門							障害者相談部門				計
		医師	スーパーバイザー	児童福祉司	児童心理司	保健師	一時保護所職員	その他	障害者福祉司	判定員	看護師	その他	
中央	1	(2)	4	17	9	1		(6)	1	2	1	3 (5)	39 (13)
海 部	1	(1)	2	8	5	1				1		(1)	18 (2)
知 多	1	(1)	3	16	9	1		(1)		1			31 (2)
西三河	1	1 (2)	3	16	9	1	24 (9)	(4)	1	1 (1)	1	1	59 (16)
豊 田 加 茂	1	(1)	3	13	7	1		(1)		1			26 (2)
新 城 設 楽	1	(1)	1	2	1	1				1			7 (1)
東三河	1	(1)	4	17	10	1		(1)	1	1	1	(1)	36 (3)
一 宮	1	(2)	4	20	11	1		2 (1)					39 (3)
春日井	1	(1)	3	15	8	1	18 (4)	2 (4)					48 (9)
刈 谷	1	(2)	3	14	8	1		3 (1)					30 (3)
計	10	1 (14)	30	138	77	10	42 (13)	7 (19)	3	8 (1)	3	4 (7)	333 (54)

※()は非常勤職員等(別掲)

第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

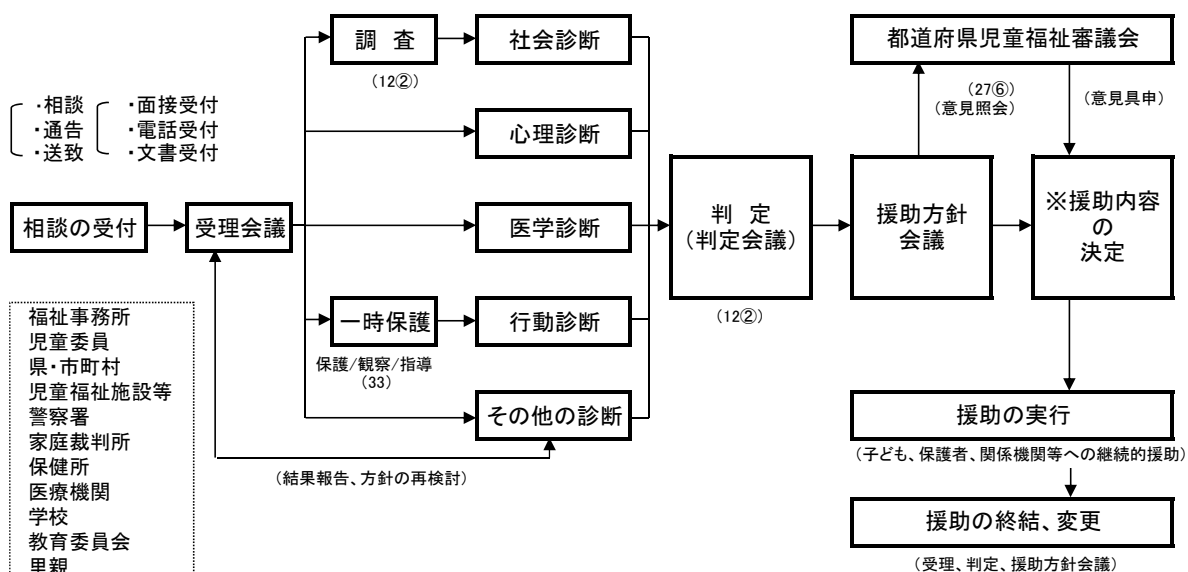
1 概要

(1) 業務内容

児童・障害者相談センターの児童相談部門及び児童相談センター（以下、総称して「児童相談センター」という。）は、児童福祉法及び児童虐待防止法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

- 1 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 子ども等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- 3 子ども及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- 4 子どもを児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- 5 子どもの一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- 6 一時保護解除後の家庭その他環境の調整等の措置により子どもの安全を確保すること。
- 7 家庭裁判所に対し、後見人の選任・解任並びに親権喪失等の請求を行うこと。
- 8 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 9 子どもを養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

(2) 業務系統図



- 福祉事務所
児童委員
県・市町村
児童福祉施設等
警察署
家庭裁判所
保健所
医療機関
学校
教育委員会
里親
家族・親戚
近隣・知人
児童本人

- ※援助内容
- 1 在宅指導
 - (1) 措置によらない指導 (12②)
 - ア 助言指導
 - イ 継続指導
 - ウ 他機関あつせん
 - (2) 措置による指導
 - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
 - 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
指定発達支援医療機関委託 (27②)
 - 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
 - 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
 - 5 市町村への事業送致 (26①Ⅲ)
福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
 - 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
 - 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
 - ア 施設入所の承認 (28①②)
 - イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
 - ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
 - エ 後見人選任の請求 (33の8)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の種類と主な内容

大分類	相談の種類	内 容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。 （ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う）
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	く犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のく犯行為もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からく犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。 （受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。 （非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う）
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2 児童相談業務の状況

(1) 相談業務

ア 相談受付の状況

○ 経路別受付状況

2019年度の県内10か所の児童相談センターの「相談受付件数」は19,629件で、2018年度の17,766件から1,863件(+10.5%)の増加となっています。

相談受付の経路としては市町村（福祉事務所、児童委員、保健センター等）からの受付が一番多く、6,829件となっています。次に警察からが5,704件、家族・親戚からが4,214件、となっています。

区分	県			市 町 村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			認定こども園	警察署	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関			
男	160	3	90	4,148	3	43	356	15	144	17	2	3,074	10
女	182	0	60	2,083	0	22	174	7	106	11	2	2,630	4
計	342	3	150	6,231	3	65	530	22	250	28	4	5,704	14
構成比	1.7%	0.0%	0.8%	31.7%	0.0%	0.3%	2.7%	0.1%	1.3%	0.1%	0.0%	29.1%	0.1%

区分	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	3	138	8	125	5	7	5	2,576	639	62	50	11,683
女	1	99	6	173	9	10	5	1,638	591	81	52	7,946
計	4	237	14	298	14	17	10	4,214	1,230	143	102	19,629
構成比	0.0%	1.2%	0.1%	1.5%	0.1%	0.1%	0.1%	21.5%	6.3%	0.7%	0.5%	100.0%

イ 相談受付の種別

○ 相談種別別児童受付状況

2019年度の「相談受付件数」19,629件の相談種別・年齢別の内訳は、以下のとおりです。

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談
0歳	385	358	0	1	0	0	5	1	0	0	0
1歳	398	254	2	1	0	0	14	129	0	0	0
2歳	371	285	1	2	0	0	16	273	4	0	0
3歳	409	267	0	4	0	1	21	716	47	0	0
4歳	375	238	1	4	0	0	6	288	28	0	0
5歳	329	186	1	12	1	0	29	648	64	0	0
6歳	354	195	0	8	0	0	11	414	41	0	1
7歳	321	219	1	7	0	0	24	593	58	0	2
8歳	377	204	1	7	0	0	12	238	29	1	5
9歳	330	214	0	7	0	1	7	183	44	8	8
10歳	328	203	1	3	0	0	21	395	34	3	21
11歳	345	189	1	1	0	0	13	316	37	11	26
12歳	330	219	3	4	0	1	15	262	22	16	32
13歳	295	245	0	4	0	0	28	433	30	19	69
14歳	281	272	3	3	0	0	8	386	32	39	25
15歳	268	241	0	3	0	1	15	305	18	35	6
16歳	219	227	1	3	1	0	17	388	7	14	2
17歳	171	194	0	1	0	2	17	452	2	28	0
18歳以上	28	32	1	2	0	0	1	12	4	3	1
計	5,914	4,242	17	77	2	6	280	6,432	501	177	198

	育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育相 児・しつけ談			児童虐待通告	いじめ相談	被害相談 児童買春等
0歳	0	0	0	16	8	774	446	0	0
1歳	0	0	0	7	4	809	460	0	0
2歳	1	0	1	58	3	1,015	457	0	0
3歳	3	0	12	126	8	1,614	486	0	0
4歳	8	0	14	150	7	1,119	437	0	0
5歳	5	0	29	106	6	1,416	379	0	0
6歳	40	0	49	37	2	1,152	405	1	0
7歳	59	7	45	3	2	1,341	383	0	0
8歳	55	3	36	1	11	980	442	1	0
9歳	50	4	32	2	4	894	379	2	0
10歳	53	5	23	1	3	1,094	377	2	0
11歳	52	7	20	0	6	1,024	391	1	1
12歳	66	11	24	2	8	1,015	371	0	0
13歳	85	14	28	0	8	1,258	339	1	0
14歳	79	14	15	0	7	1,164	317	2	0
15歳	46	5	4	0	2	949	295	0	0
16歳	76	9	4	0	5	973	255	3	0
17歳	24	4	4	0	8	907	180	3	0
18歳以上	2	1	1	0	43	131	1	0	0
計	704	84	341	509	145	19,629	6,800	16	1

ウ 相談対応の状況

○ 相談種類別対応状況

2019年度の「相談対応件数」は19,929件で、前年度に比べ2,238件（+12.7%）の増加となっています。（下表のとおり）

相談種別ごとに見ますと、障害児に関する「障害相談」が7,352件で全体の36.9%を占めており、以下、「養護相談（虐待）」6,045件（30.3%）、「養護相談（虐待を除く）」4,338件（21.8%）、しつけや児童の性格行動等に関する「育成相談」1,646件（8.3%）の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談（虐待）」が127.8%（4,731件→6,045件）、「養護相談（虐待を除く）」が119.4%（3,633件→4,338件）と大きく増加したのに対し、「障害相談」が101.7%（7,227件→7,352件）、「育成相談」が102.6%（1,605件→1,646件）とほぼ横ばいになっています。また、前年度やや減少していた「非行相談」は110.9%（349件→387件）と再び増加しています。

○ 対応の内訳

児童相談センターが対応した19,929件の対応種別の内訳では、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が17,135件で全体の86.0%を占めています。「助言指導」の内訳を見ますと、障害相談が7,134件（41.6%）、養護相談が8,253件（48.2%）を占めています。心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」は922件で全体の4.6%を占めています。「継続指導」のうち、養護相談-児童虐待相談が575件（62.4%）、養護相談-その他の相談が241件（26.1%）で、養護相談だけで「継続指導」の88.5%を占めています。措置について見ますと、児童福祉施設への入所措置である「児童福祉施設入所」は304件で全体の1.5%を占めており、里親・ファミリーホーム委託の措置である「里親委託」は81件で全体の0.4%を占めています。なお、2017年度から通告を受けた児童がより身近で適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」を実施しており、2019年度は630件（3.2%）の事案を市町村に送致しました。

前年度と比較しますと、「助言指導」が112.1%（15,289件→17,135件）、「継続指導」が106.0%（870件→922件）、「里親委託」が158.8%（51件→81件）と増加したのに対し、「児童福祉施設入所」が91.6%（332件→304件）と減少しています。

区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	指導・指導委託 児童家庭支援センター	市町村指導委託	市町村送致	会福祉主事指導を含む 福祉事務所送致又は通知
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						
相養談護	児童虐待相談	4,636	575	17	48	0	0	2	533	0
	その他の相談	3,617	241	61	7	0	0	1	95	0
保健相談		13	1	1	0	0	0	0	1	0
障害相談	肢体不自由相談	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	4	0	2	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	253	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害相談	6,409	6	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害相談	461	5	4	0	0	0	0	0	0
相非談行	ぐ犯行為等相談	117	26	16	9	0	0	0	0	0
	触法行為等相談	6	4	3	72	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	617	58	23	0	0	0	0	1	0
	不登校相談	72	5	7	0	0	0	0	0	0
	適性相談	344	0	1	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	472	1	16	0	0	0	0	0	0
その他の相談		107	0	32	0	0	0	0	0	0
計		17,135	922	183	136	0	0	3	630	0
再掲	いじめ相談	16	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童買春等被害相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0

区分		訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号 による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への約	その他	計
			入所	家庭裁判所送致 （入所の再掲） 法第27条の3による	通所						
相養談護	児童虐待相談	2	139	0	0	0	21		0	72	6,045
	その他の相談	0	125	0	0	0	59		0	132	4,338
保健相談		0	1	0	0	0	0		0	0	17
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0		69	2	77
	視聴覚障害相談	0	1	0	0	0	0		0	0	2
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0		0	0	6
	重症心身障害相談	0	3	0	0	2	0		23	2	283
	知的障害相談	0	5	0	0	0	0		55	5	6,480
	発達障害相談	0	1	0	0	0	0		31	2	504
相非談行	ぐ犯行為等相談	1	8	0	0	0	1	2	0	2	182
	触法行為等相談	89	8	0	0	0	0	6	0	17	205
育成相談	性格行動相談	0	12	0	0	0	0		0	1	712
	不登校相談	0	1	0	0	0	0		0	0	85
	適性相談	0	0	0	0	0	0		0	0	345
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0		14	1	504
その他の相談		0	0	0	0	0	0		0	5	144
計		92	304	0	0	2	81	8	192	241	19,929
再掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0		0	16
	児童買春等被害相談	0	2	0	0	0	0	0		0	3

工 延べ件数

2019年度中に調査や指導を行った延べ件数は296,548件で、前年度に比べ36,842件（+14.2%）増加しています。

相談種別ごとに見ますと、「養護相談（虐待）」が163,197件で全体の55.0%を占めています。以下、「養護相談（虐待を除く）」90,836件（30.6%）、「障害相談」21,312件（7.2%）の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談（虐待）」が124.0%（131,571件→163,197件）と大きく増加し、「養護相談（虐待を除く）」が104.3%（87,071件→90,836件）、「非行相談」が109.1%（10,486件→11,445件）、「育成相談」は107.5%（8,711件→9,367件）と増加しています。一方で、「障害相談」が98.4%（21,662件→21,312件）と減少しています。

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	31,523	1,158	7	812	6,199	1,219	332	42	1,893	0	7	1,005	1,106	522	45,825
保護者	74,739	3	1	15	4	0	9	1	7,952	0	9	421	2,124	440	85,718
その他	160,981	7	15	93	3	0	0	0	1,521	0	3	165	1,680	537	165,005
計	267,243	1,168	23	920	6,206	1,219	341	43	11,366	0	19	1,591	4,910	1,499	296,548

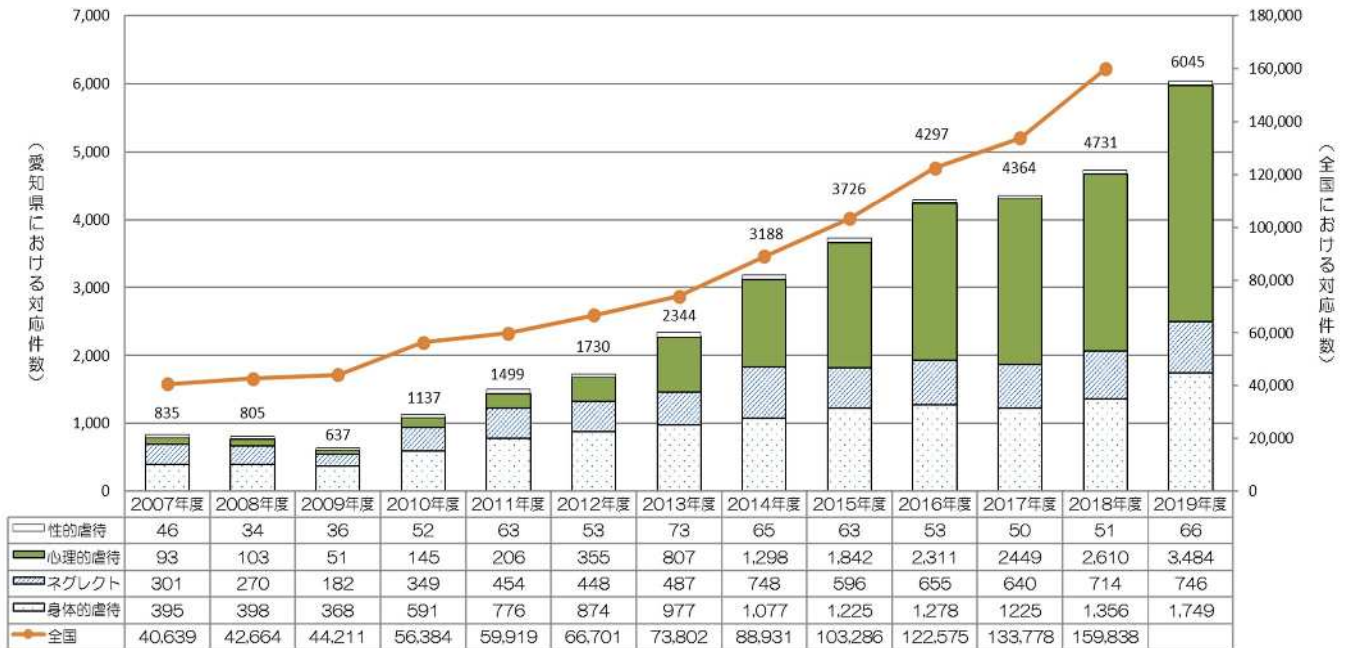
区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計	
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員		
養護相談	児童虐待相談	156,626	223	18	524	257	48	123	23	1,723	0	7	835	2,181	609	163,197
	その他の相談	86,325	101	4	360	126	22	51	7	741	0	12	294	1,976	817	90,836
保健相談	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	158	
障害相談	肢体不自由相談	499	0	0	0	5	4	0	0	29	0	0	0	0	0	537
	視聴覚障害相談	34	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	36
	言語発達障害等相談	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	重症心身障害相談	868	0	0	0	52	188	0	0	262	0	0	0	51	0	1,421
	知的障害相談	4,221	822	1	0	4,584	895	21	2	6,520	0	0	25	139	0	17,230
	自閉症等相談	1,125	1	0	0	389	3	2	0	529	0	0	6	2	2	2,059
非行相談	く犯行為当相談	4,456	8	0	16	13	1	14	0	100	0	0	65	136	47	4,856
	触法行為当相談	5,700	2	0	3	74	5	90	10	200	0	0	257	244	4	6,589
育成相談	性格行動相談	5,789	10	0	16	126	10	32	0	330	0	0	105	173	12	6,603
	不登校相談	337	0	0	1	4	0	2	0	7	0	0	2	1	5	359
	適性相談	199	1	0	0	307	2	3	0	457	0	0	1	0	0	970
	育児・しつけ相談	651	0	0	0	269	41	3	1	467	0	0	1	1	1	1,435
その他の相談	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	233	
															296,548	

オ 児童虐待相談の状況

○ 対応件数の推移（2007年度～ 全国と愛知県）

児童虐待相談の統計が取り始められた1990年度から愛知県、全国ともに児童虐待相談は増え続けており、特に「児童虐待防止法」が施行された2000年頃から一気に増加しました。2019年度の愛知県の児童虐待相談対応件数は6,045件で前年度比+27.8%（+1,314件）と大幅に増加しました。

虐待相談件数の推移



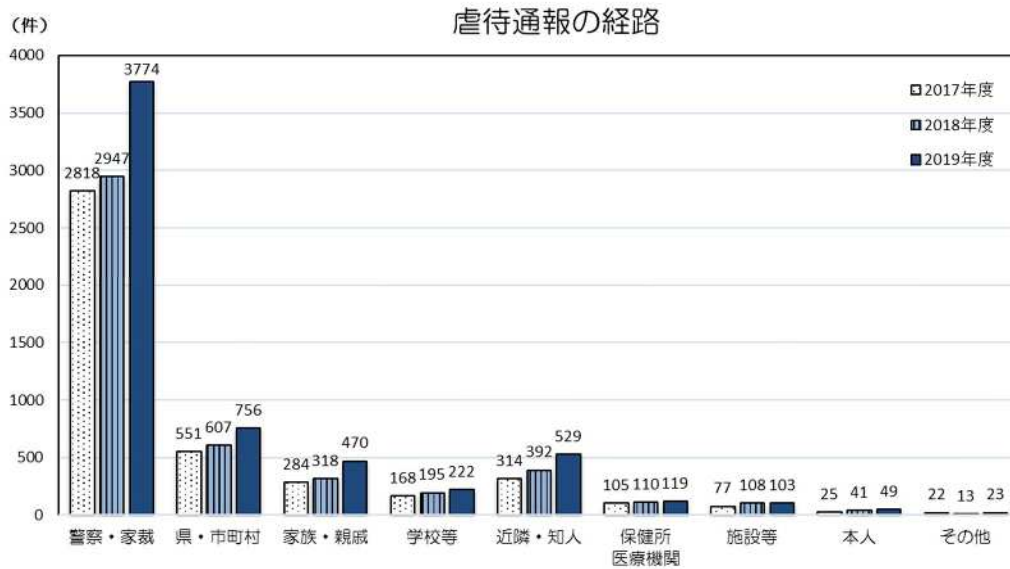
○ 虐待の種類別構成比

種類別構成比では、心理的虐待が3,484件(57.6%)、次に身体的虐待が1,749件(28.9%)となっています。心理的虐待のうち「児童の面前での家族間暴力による心理的虐待」が年々増加しており、2016年度からは、「心理的虐待」が児童虐待相談の半数を超えています。

○ 児童虐待相談の受付経路

受付経路については、「警察・家裁」からの通告が3,774件(62.4%)と最も多く、これは児童の面前での家族間暴力などの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。以下、「県・市町村」が756件(12.5%)、「近隣・知人」529件(8.8%)の順となっています。

前年度との比較では、「警察・家裁」が827件(+28.1%)、「家族・親戚」が152件(+47.8%)、「近隣・知人」が137件(+34.9%)と多様な経路での通告が増加しました。



○ 被虐待児の年齢別の状況

年齢層別に見ますと、「小学生」が最も多く、以下、「3歳以上就学未満」、「3歳未満」の順に多くなっています。

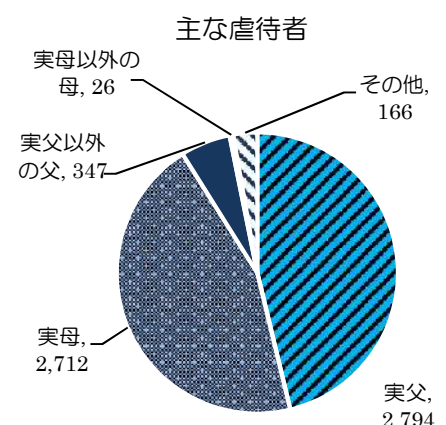
年齢別の虐待内容では、全ての年齢層で「心理的虐待」が最も多く、次いで「3歳未満」では「ネグレクト」が、「3歳以上」では「身体的虐待」が多くなっています。

		3歳未満	3歳以上就学未満	小学生	中学生	高校生・その他	計
2015年度		650	954	1,261	553	308	3,726
2016年度		798	1,079	1,448	657	315	4,297
2017年度		818	1,101	1,448	660	337	4,364
2018年度		964	1,188	1,530	702	347	4,731
2019年度		1,127	1,494	2,096	891	437	6,045
2019年度内訳	性的虐待	1	10	15	23	17	66
	ネグレクト	146	212	258	84	46	746
	身体的虐待	128	360	713	373	175	1,749
	心理的虐待	852	912	1,110	411	199	3,484

○ 主な虐待者の構成比

主な虐待者は、実父 2,794 件 (46.2%)、実母 2,712 件 (44.9%) の順に多くなっています。

2018年度に引き続き、DVを目撃したことによる心理的虐待についての通告の増加に伴い、主たる虐待者として実父が最も多くなりました。



○ 児童虐待相談対応の状況

虐待対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は 5,278 件(87.3%)で、その内訳は、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 4,636 件(76.7%)、心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」が 575 件(9.5%)、他の機関に移管、あっせん紹介をする「他機関あっせん」が 17 件(0.3%)、児童福祉司・児童委員の指導措置である「児童福祉司指導・児童委員指導」が 48 件(0.8%)、訓戒又は制約の措置を採った「訓戒・誓約」が 2 件(0.03%)となっています。また、施設等入所や里親委託措置を採ったのは 160 件(2.6%)でした。なお、相談を受けた児童が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」は 533 件(8.8%)でした。

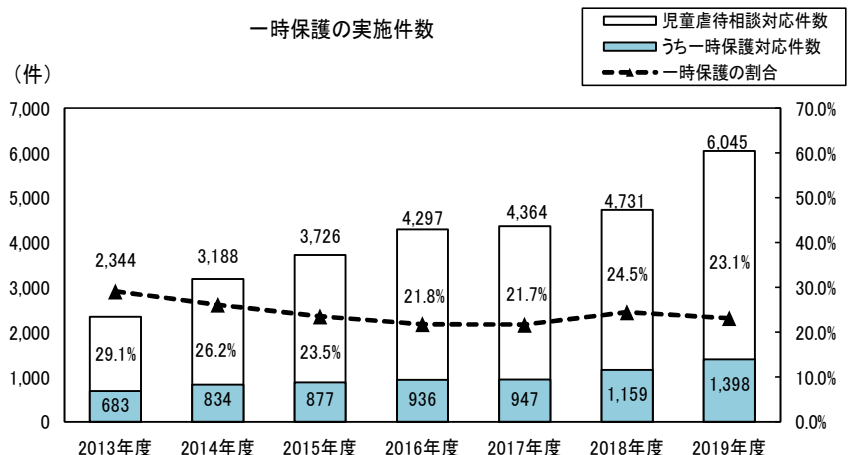
前年度と比べ、数回程度の指導(「助言指導」、「訓戒・誓約」、「他機関あっせん」)が 130.3%(3,572 件→4,655 件)、一定期間の継続した指導(「継続指導」、「児童福祉司指導」、「児童委員指導」)が 112.7%(553 件→623 件)、施設入所等の措置(「指定発達支援医療機関入所」、「児童福祉施設入所」、「里親委託」)が 114.3%(140 件→160 件)と増加しました。

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	訓戒・誓約	医療機関入所指定発達支援	児童福祉施設入所	里親委託	市町村指導委託	市町村送致	その他
2015年度	2,598	588	5	8	0	178	1	183	21	0	0	144
2016年度	3,333	596	8	16	2	48	0	151	22	0	0	121
2017年度	3,417	486	8	13	0	12	0	127	24	0	187	90
2018年度	3,553	520	14	33	0	5	0	126	14	1	384	82
2019年度	4,636	575	17	48	0	2	0	139	21	2	533	72

○ 一時保護の状況

児童虐待相談対応件数 6,045 件のうち、1,398 件(23.1%)は、児童の安全確保のために一時保護を行っています。

前年度と比較しますと 239 件(+20.6%)増加しています。



(2) 家庭支援電話相談事業 「子ども・家庭 110 番」

子どもや子育てに関する悩みや問題等に対して、早期に適切な援助を行うことを目的として、家庭支援相談員 2 名による電話相談を行う。

- 相談専用電話番号

052-953-4152

- 相談日及び相談時間

月～金 午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日、年末年始を除く）

- 2019 年度相談実績

①相談種類別受付件数

区分	養護	虐待	保健	障害	非行	育成	その他	計
件数	55	0	8	11	23	323	56	476

②受付件数の年次推移

区分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
件数	802	548	439	458	476

③相談者別受付件数

区分	本人	父母	親戚	近隣知人	その他	計
件数	11	399	17	9	40	476

④相談対象児童年齢別受付件数

区分	2 歳未満	2～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18 歳以上	計
件数	13	145	62	52	72	94	38	476

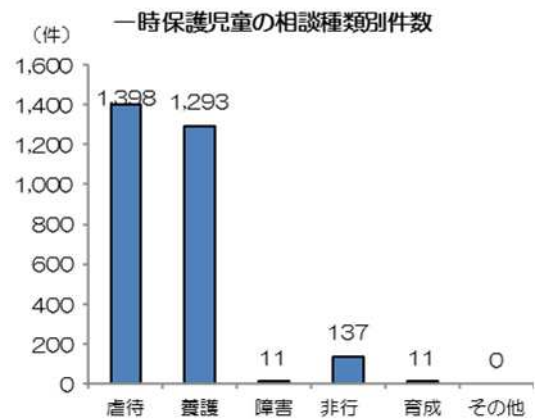
⑤対応別件数

区分	助言指導	児相紹介	他機関紹介	その他	計
件数	390	50	36	0	476

(3) 一時保護業務

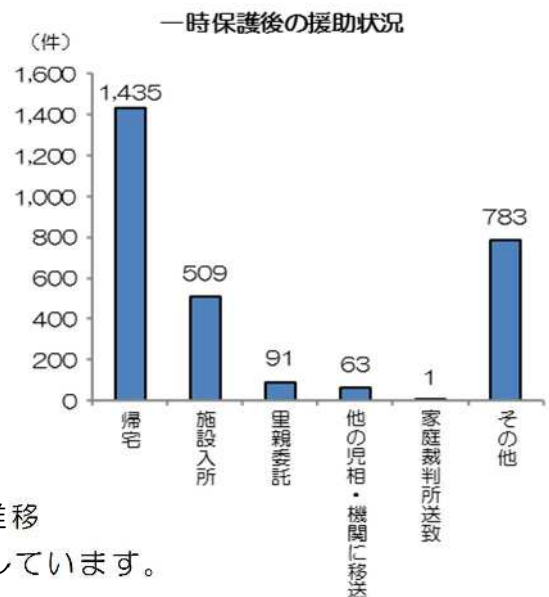
ア 一時保護児童（委託を含む）の相談種類別件数

一時保護を行った子どもの総数は 2,850 件（一時保護 855 件、一時保護委託 1,995 件）でした。相談種類別では虐待相談の 1,398 件（一時保護 448 件、一時保護委託 950 件）で約半数（49.1%）を占めています。ついで養護相談が 1,293 件（一時保護 349 件、一時保護委託 944 件）で、全体の 45.4% となっており、虐待相談と養護相談を合わせると 9 割以上を占めています。



イ 一時保護後（委託を含む）の援助状況

帰宅したのは 1,435 件（49.8%）で、一時保護した子どもの半数が家庭に戻っています。その一方で、児童養護施設等への入所や里親への委託など家庭と離れることになった事例は 600 件（20.8%）でした。このことから、一時保護後、約 5 分の 1 の子どもが、家庭を離れて生活することがわかります。



ウ 一時保護の実人員・延べ日数・平均日数の推移

昨年度に比べ、一時保護の平均日数が減少しています。

区 分		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
一時保護 (保護所)	実人員	691	708	699	751	869
	延日数	19,896	20,064	19,490	19,993	21,735
	平均日数	28.8	28.3	27.9	26.6	25.0
一時保護 委託	実人員	775	1,052	1,125	1,614	2,013
	延日数	19,479	22,801	22,682	25,266	32,920
	平均日数	25.1	21.7	20.2	15.7	16.4

(4) 里親等関連業務

ア 里親登録・委託状況（2019年度末）

区 分	全 体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数 （世帯数）	466 ※1	452	26	8	294
子どもが委託されてい る里親数（世帯数）	119 ※2	93	10	8	15

養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

※1 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※2 全体数は、重複登録している里親へ子どもが委託されているため、内訳数の計と一致しない。

イ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（2019年度末）

事業所数	定員	入 所		退 所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	48	3	0	1	0	35	0

ウ 里親支援事業の実施状況

(ア) 里親研修事業

養育里親希望者、専門里親希望者及び既に登録している里親を対象に、里親に必要な知識を得るための研修会を開催。

○ 実施状況

- ・養育里親研修：基礎研修・登録前研修 各2回実施（98名修了）
- ・養子縁組里親研修：基礎研修・登録前研修 各2回実施（67名修了）
- ・養育里親更新研修：1回実施（81名修了）
- ・養子縁組里親更新研修：1回実施（62名修了）
- ・専門里親研修：専門里親認定研修1名、専門里親継続研修18名
- ・里親支援研修：14回実施（延べ252名参加）

(イ) 里親等委託調整員の配置

児童相談センターに2名の里親等委託調整員を配置し、里親委託等推進委員会を設置するとともに、総合的に里親等委託を推進するため、関係機関や愛知県里親会連合会との連携を図る。

- (ウ) 里親等相談支援員及び心理訪問支援員の配置
児童相談センターに各 2 名の里親等相談支援員及び心理訪問支援員を配置し、里親等からの相談に応じるとともに、定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への助言等を行う。
- (I) 里親制度普及啓発
- a 里親体験発表会の開催
養育・特別養子縁組の経験のある里親が、これまでの子どもの養育体験について講演し、併せて里親制度パンフレットにより里親制度の説明を実施。
- 実施状況
開催回数：9 回 参加者：570 名
- b 制度説明による里親制度普及啓発活動
関係機関等に対し、里親制度および県の里親活動の実態について理解を深めてもらうとともに、里親制度の発展に協力してもらうため、関係機関での会議や研修等の機会を利用して里親制度の説明を実施。
- 実施状況
参加者数 延べ 1,219 名
主な啓発先 保健師協議会、民生・児童委員協議会
主な対象 助産師、保健師、民生・児童委員、大学生（福祉系）
- c ショッピングセンターやイベント会場等における里親制度普及活動
広く県民に対し、里親制度の周知を図るため、愛知県里親会連合会等と協力して、地域のショッピングセンターやイベント会場などにおいて、パネルや里親啓発 DVD の展示及び里親啓発リーフレット等を配布。
- 実施状況
主な配布場所 各市町村、保健師協議会、各種イベントなど
配布部数等 里親啓発リーフレット 約 34,000 枚
- (オ) 里親養育相互援助事業（里親サロン）
里親が児童相談センター等に集い、児童福祉司 O B 等の援助や里親相互の交流により、里親の精神的負担の軽減と養育技術等の向上を図る。
- 実施状況
開催回数 212 回 参加里親数 延べ 1,824 名
- (カ) 里親養育援助事業（里親ヘルパー）
里親（家庭）による養育の負担を軽減するため、訪問による生活援助（家事や養育の補助など）や相談援助を実施。
- 実施状況

実施件数 延べ 84 件 時間数 延べ 264.5 時間

(†) 里親サポーター事業

里親制度の普及を行うため、里親サポーターを養成し、里親との交流を行う事業を実施。

○ 実施状況

養成講座開催回数 8 回、里親サポーター登録者数 122 名

(5) 児童虐待防止対策事業

① 児童相談センターの体制強化

ア 児童虐待対応弁護士設置

各児童相談センターにおいて児童虐待相談等に係る法律上の問題や危機介入時の法的な支援を行うため、専門知識を有する弁護士団体への委託により弁護士が定例相談、随時相談等を実施。

○ 実施状況

相談等件数 529 件（定例相談 237 件 随時相談 153 件 その他 139 件）

イ 児童虐待対応法医学専門医師設置

児童虐待に専門的な知識を有する法医学専門医師 2 名が、子どもの受けた傷害が虐待によるものかどうかの鑑別診断や職員に対する助言指導を行う。

○ 実施状況

相談件数 25 件

ウ 児童虐待対応精神科医師設置

専門の精神科医師 4 名が、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングや、職員に対して保護者指導上のアドバイス等を行う。

○ 実施状況

相談件数 101 件

主な内容 精神的に不安定な保護者や精神疾患の疑いのある子どもへの対応等

エ 被虐待児家庭復帰支援員設置

被虐待児家庭復帰支援員を児童相談センター 9 か所に配置し、児童福祉司、児童心理司等と協力し、被虐待児童の家庭復帰と家族再統合を図るために情報収集や関係機関の調整、子ども及び保護者の心理的評価、治療、家族関係の調整等を行う。

○ 実施状況

支援員数 27 名 延べ勤務日数 802 日

オ 一時保護所心理職員設置

一時保護所に心理職員 4 名を配置し、入所児童に対しカウンセリングなどの心理治療を実施する。

カ 一時保護委託対応協力事業

医療を必要とする子どもの保護体制を強化するため、医療機関への一時保護委託において必要と認められる場合に、知識と経験のある者による付添いを実施する。

○ 実施状況

実施日数 105日

キ 児童相談センター人材育成強化事業

児童相談センター若手職員に対する実践力強化やスーパーバイザーに対する指導・育成技術向上のための研修を実施する。

○ 実施状況

実践力強化研修 8回 指導力強化研修 2回

ク 安全確認強化事業

子どもの安全確認業務のより一層の迅速化を図るため、深夜帯における虐待通告に対して、タクシーを利用して現場に急行できる体制とともに、スマートフォンを活用し、速やかに適切な意思決定ができる連絡体制を構築する。

②市町村への支援

ア 市町村の児童虐待相談体制強化に係る検討会

児童虐待相談に関する市町村の相談体制の強化を図るため、県と市町村の連携の推進と適切な役割分担等について検討することを目的として、市町村の児童虐待相談体制強化に係る検討会を開催。

○ 実施状況

(ア)2019年5月27日(月)

(イ)2019年8月21日(水)

構成機関 12市町村、県児童家庭課、県児童相談センター

イ 要保護児童対策地域協議会強化事業

地域における児童虐待対応力向上と連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の職員等を対象とした研修会を実施。

○ 実施状況

実施回数 4回、参加者 延べ114名

ウ NPOと連携した研修

NPOと連携し、幼・小・中学校教員、保育士等を対象に虐待についての基本的な知識・対応について学ぶ研修を行うとともに、市町村の児童相談窓口担当職員、児童養護施設職員等を対象とした現場の具体的問題に即した実践的な研修を実施。

○ 実施状況

(ア)2019年8月29日(木)

テーマ「教育現場から見た児童虐待対応・保護者対応について」

参加者 221名

(1)2019年11月13日(水)

テーマ「多問題を抱える家族への多職種連携による支援と課題」

参加者 52名

③関係機関等との連携の推進

ア 愛知県要保護児童対策協議会設置

県全域での関係機関のネットワークの強化を図るため、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護など要保護児童関係機関の代表者からなる協議会を開催し、虐待等に関する情報交換等を行う。

○ 実施状況

2019年10月25日(金)開催

イ 関係機関連絡調整会議の開催

各児童相談センターにおいて、児童虐待の早期発見・早期対応や困難事例に対応するための会議を開催し、関係機関との情報交換や虐待事例の検討等を行う。

○ 実施状況

実施回数 18回 参加者数 延べ373名

主な参加機関 市町村児童福祉主管課、教育委員会、警察署、医療機関等

ウ 警察との情報共有

「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書」に基づき、それぞれが保有する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努める。

○ 実施状況

情報提供件数 6,672件(うち、重篤事案として速報した件数 93件)

エ 警察との合同訓練

子どもの安全確保に万全を期すため、警察との連携を強化し、立入調査等の対応について合同訓練を実施。

○ 実施状況

2019年11月6日(水)開催

④相談体制の整備

ア 児童虐待防止啓発事業「オレンジリボンキャンペーン」

広く県民に対し、児童虐待問題に関する理解の促進と早期発見のための通告先の周知を図る。

○ 実施状況

(ア)児童虐待防止啓発グッズを作成し、小学校新1年生及びその保護者等に配布

(イ)児童虐待防止月間である11月を重点に、街頭やイベント等で啓発グッズを

配付

イ 休日・夜間相談体制強化事業

専門的な知識を有する相談員が休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）／児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）により電話相談を実施。

○実施状況

相談件数 1,006 件

3 資料

福祉行政報告例等

第1表 児童(・障害者)相談センター別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
中央	807	332	1	3			58	630	61	34	18	47	4	29	30	6	2,060	890		
海部	376	279	1	5			10	456	28	4	23	69	10	54	113		1,428	415		
知多	621	584	1	4			22	843	44	26	11	84	6	51	30	10	2,337	762	1	
西三河	729	420		25			26	734	61	14	22	44	14	29	6	11	2,135	779	3	
豊田加茂	566	302	3	6		1	45	673	49	15	9	48	6	15	26	11	1,775	688	5	1
新城設楽	37	30		1			4	60	5			2	4	1	28	9	183	38		
東三河	603	414		17	2	1	42	815	63	30	30	44	11	27	16	14	2,129	613		
一宮	880	570	1	6		1	39	927	103	16	23	70	12	55	60	19	2,782	1,119	5	
春日井	766	535		3			17	616	36	11	35	46	13	24	68	16	2,186	875	1	
刈谷	529	721	2	6			17	677	45	6	23	54	5	28	25		2,138	621	1	
小計	5,914	4,187	9	76	2	3	280	6,431	495	156	196	510	82	340	383	89	19,153	6,800	16	1
子ども家庭110番		55	8	1		3		1	6	21	2	194	2	1	126	56	476			
合計	5,914	4,242	17	77	2	6	280	6,432	501	177	198	704	84	341	509	145	19,629	6,800	16	1
構成比	30.1%	21.6%	0.1%	0.4%	0.0%	0.0%	1.4%	32.8%	2.6%	0.9%	1.0%	3.6%	0.4%	1.7%	2.6%	0.7%	100.0%			

第2表 児童(・障害者)相談センター・経路別受付件数

区分	県			市 町 村			児童福祉施設・指定発達支援医療機関			認定こども園	警察署	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定発達支援医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校								教育委員会等
男	160	3	90	4,148	3	43	356	15	144	17	2	3,074	10	3	138	8	125	5	7	5	2,576	639	62	50	11,683
女	182	0	60	2,083	0	22	174	7	106	11	2	2,630	4	1	99	6	173	9	10	5	1,638	591	81	52	7,946
計	342	3	150	6,231	3	65	530	22	250	28	4	5,704	14	4	237	14	298	14	17	10	4,214	1,230	143	102	19,629
構成比	1.7%	0.0%	0.8%	31.7%	0.0%	0.3%	2.7%	0.1%	1.3%	0.1%	0.0%	29.1%	0.1%	0.0%	1.2%	0.1%	1.5%	0.1%	0.1%	0.1%	21.5%	6.3%	0.7%	0.5%	100.0%

第3表 年齢別・相談種類別受付件数(子ども家庭110番を含む)

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
0歳	385	358		1			5	1							16	8	774	446		
1歳	398	254	2	1			14	129							7	4	809	460		
2歳	371	285	1	2			16	273	4			1		1	58	3	1,015	457		
3歳	409	267		4		1	21	716	47			3		12	126	8	1,614	486		
4歳	375	238	1	4			6	288	28			8		14	150	7	1,119	437		
5歳	329	186	1	12	1		29	648	64			5		29	106	6	1,416	379		
6歳	354	195		8			11	414	41		1	40		49	37	2	1,152	405	1	
7歳	321	219	1	7			24	593	58		2	59	7	45	3	2	1,341	383		
8歳	377	204	1	7			12	238	29	1	5	55	3	36	1	11	980	442	1	
9歳	330	214		7		1	7	183	44	8	8	50	4	32	2	4	894	379	2	
10歳	328	203	1	3			21	395	34	3	21	53	5	23	1	3	1,094	377	2	
11歳	345	189	1	1			13	316	37	11	26	52	7	20		6	1,024	391	1	1
12歳	330	219	3	4		1	15	262	22	16	32	66	11	24	2	8	1,015	371		
13歳	295	245		4			28	433	30	19	69	85	14	28		8	1,258	339	1	
14歳	281	272	3	3			8	386	32	39	25	79	14	15		7	1,164	317	2	
15歳	268	241		3		1	15	305	18	35	6	46	5	4		2	949	295		
16歳	219	227	1	3	1		17	388	7	14	2	76	9	4		5	973	255	3	
17歳	171	194		1		2	17	452	2	28		24	4	4		8	907	180	3	
18歳以上	28	32	1	2			1	12	4	3	1	2	1	1		43	131	1		
計	5,914	4,242	17	77	2	6	280	6,432	501	177	198	704	84	341	509	145	19,629	6,800	16	1

第4表 相談種類別対応件数(子ども家庭110番を含む)

区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知(知的障害者)	訓戒・誓約所	児童福祉施設		指定医療機関	里親	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計	
	助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	通所 (入所の再掲) 法第27条の3による家庭裁判所送致							
養護相談	児童虐待相談	4,636	575	17	48		2	533		2	139			21			72	6,045	
	その他の相談	3,617	241	61	7		1	95			125			59			132	4,338	
保健相談		13	1	1				1			1							17	
障害相談	肢体不自由相談	6															69	2	77
	視聴覚障害相談	1									1							2	
	言語発達障害等相談	4		2														6	
	重症心身障害相談	253									3		2				23	2	283
	知的障害相談	6,409	6								5						55	5	6,480
	発達障害相談	461	5	4							1						31	2	504
非行相談	ぐ犯行為等相談	117	26	16	9					1	8			1	2		2	182	
	触法行為等相談	6	4	3	72					89	8				6		17	205	
育成相談	性格行動相談	617	58	23				1			12							1	712
	不登校相談	72	5	7							1								85
	適性相談	344		1															345
	育児・しつけ相談	472	1	16													14	1	504
	その他の相談	107		32														5	144
計		17,135	922	183	136		3	630		92	304		2	81	8	192	241	19,929	
再掲	いじめ相談	16																	16
	児童買春等被害相談		1								2								3

第5表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	31,523	1,158	7	812	6,199	1,219	332	42	1,893		7	1,005	1,106	522
(再掲)児童虐待	17,998	218	3	446	252	48	117	23	840		2	423	525	216
(再掲)非行	1,598	10		19	87	6	104	10	188			249	91	18
保護者	74,739	3	1	15	4		9	1	7,952		9	421	2,124	440
(再掲)児童虐待	43,154	1		5	2		6		397		3	326	940	213
(再掲)非行	2,837								79			38	226	3
その他	160,981	7	15	93	3				1,521		3	165	1,680	537
(再掲)児童虐待	95,474	4	15	73	3				486		2	86	716	180
(再掲)非行	5,721								33			35	63	30
計	267,243	1,168	23	920	6,206	1,219	341	43	11,366		19	1,591	4,910	1,499
(再掲)児童虐待	156,626	223	18	524	257	48	123	23	1,723		7	835	2,181	609
(再掲)非行	10,156	10		19	87	6	104	10	300			322	380	51

第6表 養護相談の理由別対応件数

1 養護相談の理由

区 分	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	5	1	1	19	139	68	31	264
里親委託	3	1	1	6	21	26	22	80
面接指導	62	16	28	198	5,228	3,373	242	9,147
その他	3	5	0	16	657	174	37	892
計	73	23	30	239	6,045	3,641	332	10,383

2 虐待相談(再掲)

(1) 虐待相談の児童福祉施設入所内訳

区 分	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	その他	計
児童福祉施設入所	90	17	2	8	22	139

(2) 虐待相談の相談種類別・経路

区 分	県			市町村				児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	(通告の仲介を含む) 児童委員
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定支援医療機関				保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等		
身体的虐待	62	0	24	272	0	7	13	5	32	0	0	718	0	0	57	7	130	2	1	1
性的虐待	9	0	1	27	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	2	10	0	1	0
心理的虐待	63	0	19	88	0	0	5	0	15	0	0	2,799	0	0	37	1	39	0	0	1
ネグレクト	50	1	19	85	1	0	5	4	38	1	1	246	0	0	25	1	30	0	5	3
計	184	1	63	472	1	7	23	9	85	1	1	3,774	0	0	119	11	209	2	7	5

家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
虐待者本人			虐待者以外							
父親	母親	その他	父親	母親	その他					
18	101	1	20	53	31	16	128	38	12	1,749
0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	66
13	27	0	25	33	19	20	265	7	8	3,484
0	18	1	31	4	13	26	132	3	3	746
31	146	2	76	90	63	62	529	49	23	6,045

(3) 虐待相談の主な虐待者

区 分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	2,794	347	2,712	26	166	6,045

(4) 被虐待児の年齢・相談種類別

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	128	1	852	146	1,127
3歳～就学前児童	360	10	912	212	1,494
小学生	713	15	1110	258	2,096
中学生	373	23	411	84	891
高校生・その他	175	17	199	46	437
計	1,749	66	3,484	746	6,045

(5) 児童虐待防止法関係

区 分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請	保護者指導勧告	一時保護・施設措置等	親権喪失審判	親権停止審判	管理権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件 数	6,045	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 親権・後見人関係

区 分	管理権喪失審判の請求	親権喪失審判取消しの請求	親権停止審判取消しの請求	管理権喪失審判取消しの請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	0	0	0	0	1	0
承認件数	0	0	0	0	1	0
却下件数	0	0	0	0	0	0
取下げ件数	0	0	0	0	0	0

第7表 障害相談

1 判定書発行件数

用途	就職	就学・就園	福祉サービス	特別養 児手 童当	その他	計
件数	232	168	152	146	211	909

2 療育手帳新規交付・再判定件数

区分	新規交付				再判定			
	A判定	B判定	C判定	計	A判定	B判定	C判定	計
中央	30	39	130	199	170	93	149	412
海部	9	29	99	137	75	48	104	227
知多	37	42	140	219	180	108	165	453
西三河	19	49	160	228	164	86	178	428
豊田加茂	22	39	110	171	208	75	156	439
新城設楽		3	19	22	13	6	16	35
東三河	27	39	169	235	198	113	180	491
一宮	35	44	160	239	209	120	224	553
春日井	16	39	138	193	135	70	140	345
刈谷	22	41	122	185	149	104	142	395
計	217	364	1,247	1,828	1,501	823	1,454	3,778

3 療育手帳台帳管理件数（年度末現在）

区分	A判定	B判定	C判定	計
中央	440	284	648	1,372
海部	190	171	448	809
知多	485	317	809	1,611
西三河	455	297	697	1,449
豊田加茂	461	251	566	1,278
新城設楽	27	21	62	110
東三河	523	335	821	1,679
一宮	542	368	891	1,801
春日井	377	229	632	1,238
刈谷	373	294	644	1,311
計	3,873	2,567	6,218	12,658

4 特別児童扶養手当診断書発行件数

件数	812
----	-----

第8表 里親の状況

1 里親の登録数と委託状況

区 分	全体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
認定及び登録里親数(世帯数)	466	452	26	8	294
新規登録(2019年度)	61	57	1	4	36
児童が委託されている里親数(世帯数)	119	93	10	8	15
新規委託(2019年度中)		40	2	5	15
委託解除(2019年度中)		16	3	0	21

2 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

事業所数	定数	前年度末在籍		入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	48	33	0	3	0	1	0	35	0

3 里親に委託された児童

区 分	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)											年度末現在委託児童数		
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	解 除								変 更					
					保護の必要がなくなり帰宅	普通養子縁組	特別養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託		その他	計
里親に委託されている児童	22	44	17	83	15	0	24	4	0	0	6	4	53	1	2	3	6	160
(里親の種類別)																		
養育里親に委託されている児童	18	27	10	55	13	0	2	3	0	0	4	4	26	1	2	2	5	119
専門里親に委託されている児童	2	1	1	4	2	0	0	1	0	0	2	0	5	0	0	1	1	12
親族里親に委託されている児童	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	2	7	6	15	0	0	22	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	15
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	35

4 年齢階級別委託児童数

区 分		年齢階級別委託児童数(年度末)					
		0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	計
里親に委託されている児童	男	7	21	18	15	18	79
	女	9	28	14	15	15	81
(里親の種類別)	養育里親に委託されている児童	7	42	24	21	25	119
	専門里親に委託されている児童	0	1	3	2	6	12
	親族里親に委託されている児童	0	0	5	7	2	14
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	9	6	0	0	0	15
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	男	0	2	7	6	7	22
	女	0	3	4	3	3	13

第9表 一時保護の状況

1 所内保護分

区分	前年度末継続保護	受付(年度中)				対応(年度中)								年度末継続保護	
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延日数		
養護	児童虐待	28	105	205	95	43	46	2	9	0	315	81	453	12,561	23
	その他	20	63	126	89	71	50	12	17	0	194	84	357	7,754	12
障害	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	14	0	
非行	2	0	5	35	15	17	1	2	1	19	16	56	1,252	1	
育成	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	2	154	0	
保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	50	168	337	220	130	113	15	28	1	530	182	869	21,735	36	
延日数						5,043	718	264	48	10,821	4,841	21,735			

2 委託保護分

区分	前年度末継続委託保護	委託(年度中)				委託解除(年度中)										年度末継続委託保護		
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	警察等	児童福祉施設					里親	その他	計	延日数			
								児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理療施設	障害児関係施設	その他の施設					
養護	児童虐待	35	243	337	227	143	152	564	46	0	1	31	2	120	43	959	15,900	26
	その他	44	282	185	249	228	161	450	67	0	4	44	0	162	66	954	15,308	34
障害	1	5	1	3	1	1	1	0	0	0	3	0	0	4	9	412	2	
非行	1	0	6	41	35	14	40	0	0	0	0	0	7	21	82	1,188	1	
育成	1	0	0	4	5	0	6	0	0	2	0	0	0	1	9	112	1	
保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	82	530	529	524	412	328	1,061	113	0	7	78	2	289	135	2,013	32,920	64	
延日数						329	14,398	4,061	0	198	1,532	48	5,246	7,108	32,920			

区分	対応(年度中)							
	児童福祉施設入所	里親委託	他の児童相談所に相談致	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	
養護	児童虐待	184	21	12	0	426	316	959
	その他	201	51	22	0	441	239	954
障害	3	0	0	0	3	3	9	
非行	6	3	1	0	33	39	82	
育成	2	1	0	0	2	4	9	
保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	
計	396	76	35	0	905	601	2,013	
延日数								

第10表 市町村別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健	障害相談					非行相談		育成相談				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐん犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			育児・しつけ
中 央	瀬戸市	127	38				20	138	9	8	2	9		5	1	2	359
	尾張旭市	97	53		1		8	67	9	6	1	8	1	4	1		256
	豊明市	41	30				6	68	8	8	1	3		2	2		169
	日進市	66	35				5	101	13	1	4	2		3	2		232
	清須市	132	61				6	69	5	3	3	12	1	6	4	1	303
	北名古屋	165	53		1		5	71	5	2	5	3	1	3	13		327
	長久手市	42	18				4	43	2	3	1	4			4	1	122
	東郷町	92	15				3	50	7			1		2			170
	豊山町	39	19				1	22	2	2	1	3		4	3	1	97
	管外	6	10	1	1			1	1	1		2	1			1	25
	小計	807	332	1	3		58	630	61	34	18	47	4	29	30	6	2,060
	海 部	津島市	69	54		2		1	68	9	1	5	13	2	11	17	
愛西市		41	50				1	82	5	1		6	3	15	15		219
弥富市		44	20				1	47	4			6	3	4	3		132
あま市		90	82	1	3		4	153	7	1	14	10		11	54		430
大治町		70	31				2	47			2	24	2	7	23		208
蟹江町		53	23				1	55	3	1	1			4			141
飛島村		2	1					2									5
管外		7	18					2			1	10		2	1		41
小計		376	279	1	5		10	456	28	4	23	69	10	54	113		1,428
知 多	半田市	154	168	1	1		5	139	8	8	2	19	1	18	7	3	534
	常滑市	46	57				1	71	3			6		1		1	186
	東海市	112	101		3		7	160	11	4	2	12	3	6	5	1	427
	大府市	62	29				3	136	9	2		5	1	1	2		250
	知多市	116	65				2	94	2	8	2	4			2		295
	阿久比町	21	39					49	5		2	9		4	1		130
	東浦町	33	36				3	62	4			6		4	2	1	151
	南知多町	1	4					13									18
	美浜町	12	20				1	38		1	3	2		2	2		81
	武豊町	53	46					78	2	3		15		15	9		221
	管外	11	19					3				6	1			4	44
小計	621	584	1	4		22	843	44	26	11	84	6	51	30	10	2,337	
西 三 河	岡崎市	500	290		15		19	456	36	6	15	30	3	19	3	5	1,397
	西尾市	164	89		8		6	206	17	5	7	12	8	7		3	532
	幸田町	47	20		2		1	66	6	1		1		2	1		147
	管外	18	21					6	2	2		1	3	1	2	3	59
	小計	729	420		25		26	734	61	14	22	44	14	29	6	11	2,135

区分	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				計		
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		その他	
豊田加茂	豊田市	485	248	3	6		1	38	596	42	12	8	38	4	12	22	6	1,521
	みよし市	67	40					6	74	6	3	1	8	1	2	3	2	213
	管外	14	14					1	3	1			2	1	1	1	3	41
	小計	566	302	3	6		1	45	673	49	15	9	48	6	15	26	11	1,775
新城設楽	新城市	35	26		1			4	52	5		2	2	1	25	7	2	162
	設楽町	1	2						2						2	1		8
	東栄町								4				1		1			6
	豊根村								1								1	2
	管外	1	2						1				1					5
	小計	37	30		1			4	60	5		2	4	1	28	9	2	183
東三河	豊橋市	345	246		8	2		23	432	34	22	22	27	6	12	7	8	1,194
	豊川市	161	109		6		1	16	239	27	6	6	11	4	11	6	2	605
	蒲郡市	47	25		1			1	87	2		1	3		1	1		169
	田原市	36	16		2			2	49			1			2			108
	管外	14	18						8		2		3	1	1	2	4	53
	小計	603	414		17	2	1	42	815	63	30	30	44	11	27	16	14	2,129
一宮	一宮市	459	367	1	3		1	23	459	56	10	12	38	7	35	28	9	1,508
	犬山市	50	25					3	73	5	2		3		5	7	2	175
	江南市	113	57					6	102	8	2	4	14	1	8	10	3	328
	稲沢市	160	69		1			5	141	5	2	6	12	2	5	9	1	418
	岩倉市	40	17		2			1	70	19				1		2		152
	大口町	38	10						29	4		1				2	1	85
	扶桑町	17	12					1	48	6					2	2	1	89
	管外	3	13						5				3	1			2	27
小計	880	570	1	6		1	39	927	103	16	23	70	12	55	60	19	2,782	
春日井	春日井市	463	278		3			10	399	27	6	18	31	10	16	56	4	1,321
	小牧市	288	222					6	217	9	3	17	12	2	8	9	5	798
	管外	15	35					1			2		3	1		3	7	67
	小計	766	535		3			17	616	36	11	35	46	13	24	68	16	2,186
刈谷	碧南市	49	45		2			1	102	3		2	5	1	7			217
	刈谷市	168	171	2				8	174	13	2	8	16	3	5	7		577
	安城市	162	269		4			6	231	12	1	2	8	1	7	8		711
	知立市	82	155						100	10	2	4	14		3	8		378
	高浜市	61	63					2	64	7	1	7	8		6	1		220
	管外	7	18						6				3		0	1		35
	小計	529	721	2	6			17	677	45	6	23	54	5	28	25		2,138
子ども家庭110番		55	8	1		3		1	6	21	2	194	2	1	126	56	476	
合計	5,914	4,242	17	77	2	6	280	6,432	501	177	198	704	84	341	509	145	19,629	

第11表 相談受付・処理件数等の年度推移

1 相談種類別受付件数の年度推移

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲 いじめ相談
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
2015年度	3,781	2,602	34	68	11	18	242	5,826	458	253	184	1,174	126	219	488	190	15,674	44
2016年度	4,307	3,191	30	82	6	20	282	5,765	458	212	189	914	137	190	469	364	16,616	54
2017年度	4,473	3,327	23	84	1	12	275	6,101	439	194	183	802	123	251	483	262	17,033	43
2018年度	4,774	3,710	19	57	8	9	291	6,326	515	168	173	691	135	328	436	126	17,766	43
2019年度	5,914	4,242	17	77	2	6	280	6,432	501	177	198	704	84	341	509	145	19,629	16

2 対応別件数の年度推移

区分	当年度受付件数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知(知的障害者)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	当年度処理件数	当年度未処理件数
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	送致(入所の再)	通所							
2015年度	15,674	13,221	896	195	90						246	407		3	83	15	99	317	15,572	463	
2016年度	16,616	14,432	891	212	83	2					126	362		1	95	5	112	247	16,568	606	
2017年度	17,033	14,915	785	192	92			229		89	311	2		1	76	9	106	182	16,989	764	
2018年度	17,766	15,289	870	201	101		2	427		96	332				51	8	91	223	17,691	828	
2019年度	19,629	17,135	922	183	136		3	630		92	304		2	81	8	192	241		19,929	506	

3 対応延件数の推移(福祉行政報告例第48表)

区分	虐待相談	非行相談	その他	計
2015年度	131,412	11,637	90,355	233,404
2016年度	132,142	8,659	103,813	244,614
2017年度	125,285	10,179	114,099	249,563
2018年度	131,571	10,454	117,681	259,706
2019年度	163,197	11,445	121,906	296,548

4 養護相談(対応件数)の理由別状況の年度推移

区分	保護者等の				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
2015年度	58	17	55	235	3,726	1,729	443	6,263
2016年度	50	19	81	306	4,297	2,285	432	7,470
2017年度	69	28	67	295	4,364	2,466	385	7,674
2018年度	80	18	28	290	4,731	2,807	410	8,364
2019年度	73	23	30	239	6,045	3,641	332	10,383

5 虐待相談の推移

(1) 受付経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
2015年度	294	50	290	29	372	1	2	125	76	2,016	240	231	3,726
2016年度	330	55	336	37	305	3	2	109	56	2,604	224	236	4,297
2017年度	234	50	314	25	304	6	4	101	77	2,818	168	263	4,364
2018年度	290	28	392	41	367	0	0	110	100	2,946	195	262	4,731
2019年度	408	62	529	49	472	6	0	119	95	3,774	222	309	6,045

(2) 虐待の種別

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
2015年度	1,225	596	63	1,842	3,726
2016年度	1,278	655	53	2,311	4,297
2017年度	1,225	640	50	2,449	4,364
2018年度	1,356	714	51	2,610	4,731
2019年度	1,749	746	66	3,484	6,045

(3) 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
2015年度	1,677	280	1,566	26	177	3,726
2016年度	2,046	286	1,804	21	140	4,297
2017年度	1,983	293	1,893	32	163	4,364
2018年度	2,194	328	2,039	36	134	4,731
2019年度	2,794	347	2,712	26	166	6,045

(4) 対応状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
2015年度	2,598	588	5	178	8	184	21		144	3,726
2016年度	3,333	596	8	48	16	151	22		123	4,297
2017年度	3,417	486	8	12	13	127	24	187	90	4,364
2018年度	3,553	520	14	5	32	126	14	384	83	4,731
2019年度	4,636	575	17	2	48	139	21	533	74	6,045

6 一時保護人員（年度中対応）の推移

(1) 保護所実施分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2015年度	414	12,922	212	5,816	1	30	51	755	13	373	691	19,896
2016年度	407	11,581	243	6,984	0	0	47	1,103	11	396	708	20,064
2017年度	384	11,878	266	6,535	0	0	41	961	8	116	699	19,490
2018年度	372	10,271	327	8,541	0	0	49	1,106	3	75	751	19,993
2019年度	448	12,561	349	7,754	1	14	55	1,252	2	154	855	21,735

(2) 一時保護委託分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
2015年度	463	12,564	274	5,783	6	201	21	515	11	416	775	19,479
2016年度	529	13,826	484	7,648	10	296	15	130	14	901	1,052	22,801
2017年度	563	11,575	527	10,673	3	93	27	293	5	48	1,125	22,682
2018年度	787	12,286	769	12,027	5	78	50	662	3	213	1,614	25,266
2019年度	950	15,900	944	15,308	10	412	82	1,188	9	112	1,995	32,920

第12表 市町村別人口・児童数

2020年4月1日現在（人口動向調査）（単位：人）

児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の 児童数	児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の 児童数
中央		瀬戸市	127,573	19,356	西 三 河	西	岡崎市	386,226	65,985
		尾張旭市	82,063	13,647			西尾市	169,695	28,832
		豊明市	69,544	10,572			幸田町	42,338	8,302
		日進市	92,007	17,438			小計	598,259	103,119
		清須市	69,639	11,855	豊 田 加 茂	三	豊田市	424,073	69,650
		北名古屋市	85,948	14,800			みよし市	62,704	11,436
		長久手市	61,836	12,382			小計	486,777	81,086
		東郷町	44,116	8,185	刈 谷	河	碧南市	72,860	12,337
		豊山町	15,657	2,910			刈谷市	153,409	25,703
		小計	648,383	111,145			安城市	189,059	33,643
津島市	61,264	8,660	知立市	71,899			11,947		
海部	中	愛西市	61,147	8,886	新 城 設 楽	東	高浜市	48,901	9,023
		弥富市	43,268	6,663			小計	536,128	92,653
		あま市	87,592	14,416			新城市	44,151	6,005
		大治町	32,394	5,956			設楽町	4,451	414
		蟹江町	37,035	5,495			東栄町	2,979	316
		飛島村	4,625	765			豊根村	1,013	109
		小計	327,325	50,841			小計	52,594	6,844
		知多	央	半田市			118,092	18,798	東 三 河
常滑市	57,976			9,868	豊川市	183,909	30,624		
東海市	113,433			20,152	蒲郡市	79,733	11,767		
大府市	92,163			16,696	田原市	59,744	9,246		
知多市	84,046			13,530	小計	695,835	112,102		
阿久比町	28,228			5,531	合計		5,217,755	861,279	
東浦町	49,057			8,101					
南知多町	17,069			1,910					
美浜町	22,534			2,895					
武豊町	43,089			7,237					
小計	625,687			104,718					
一宮		一宮市	379,316	60,997					
		犬山市	73,162	11,097					
		江南市	97,763	15,361					
		稲沢市	135,160	21,174					
		岩倉市	47,934	7,202					
		大口町	24,134	4,399					
		扶桑町	34,198	5,671					
		小計	791,667	125,901					
春日井		春日井市	306,524	49,915					
		小牧市	148,576	22,955					
		小計	455,100	72,870					

第13表 児童福祉施設入所状況

2020年4月1日現在（措置のみ）

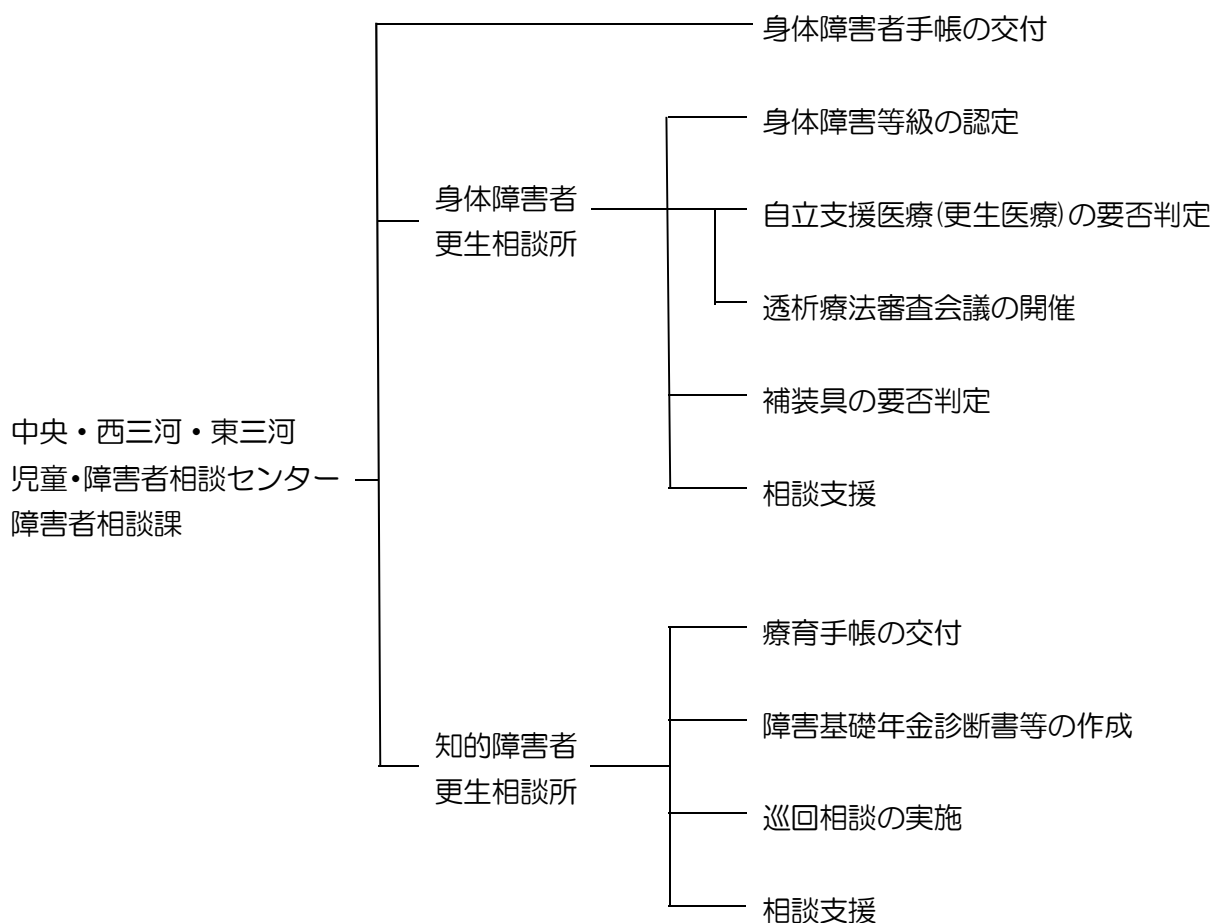
施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	
乳児院	豊橋ひかり乳児院	44	26	福祉型障害児 入所施設	岩崎学園	41	41	
	竜陽園	20	14		豊橋ゆたか学園	40	39	
	赤ちゃんの家さくらんぼ	20	10		若草学園	50	37	
	ひよこハウス	20	14		小原学園	40	32	
	玉葉会乳児院（名古屋）	—	1		トイBOX	40	34	
児童養護施設	豊橋平安寮	70	64		医療療育総合センター（はるひの家）	37	14	
	豊橋若草育成園	50	43		米山寮盲児部	17	9	
	岡崎平和学園	48	47		愛松学園（名古屋）	—	1	
	プティヴィラージュ	45	38		Share金沢（金沢）	—	2	
	子どもの家ともいき	45	45		いちれつ学園	—	1	
	照光愛育園	44	37		信楽学園（滋賀）	—	1	
	宇宙	48	39		医療型障害児 入所施設	医療療育総合センター（こぼと棟）	120	4
	光輝寮	42	37			青い鳥医療療育センター	170	25
	あいさんテラス	50	50	三河青い鳥医療療育センター		120	8	
	オリーブ	50	48	信愛医療療育センター		60	6	
	梅ヶ丘学園	60	55	さくら療育園（兵庫）		—	1	
	なかよしこよし	30	27	聖隷おおぞら療育センター（静岡）		—	2	
	溢愛館	30	30	明和病院なでしこ（三重）		—	1	
	知多学園八波寮	36	21	指定発達支援 医療機関	東名古屋病院	—	6	
	知多学園松籟荘	36	32		豊橋医療センター	—	1	
	八楽児童寮	30	30		石川病院（石川）	—	1	
	暁学園	23	18		敦賀医療センター（福井）	—	1	
	蒲生会大和荘	63	55		天竜病院（静岡）	—	5	
	中日青葉学園あおば館	45	37		長良医療センター（岐阜）	—	1	
	赤羽根学園	41	34	里 親		—	162	
名古屋文化キンダーホルト	45	37	ファミリーホーム		—	36		
風の色	30	29	総 計		—	1,488		
児童心理 治療施設	エスペランス桑名（三重）	—	1					
	聖マッテヤ子供の家（三重）	—	1					
	天理教三重互助園（三重）	—	1					
	愛厚ならわ学園	50	44					
児童自立支援施設	中日青葉学園わかば館	35	32					
	悠（三重）	—	4					
	愛知学園	64	14					
児童自立支援施設	武蔵野学院（埼玉）	—	1					
	淡海学園（滋賀）	—	1					

第3 障害者相談部門の業務

1 概要

中央・西三河・東三河の各児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、身体障害者手帳の交付（名古屋市及び中核市を除く。）、自立支援医療（更生医療）の要否判定（名古屋市を除く。）、補装具の要否判定（同）、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付（同）などの業務を行っている。

また、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターに障害者相談担当を配置し、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。



(注) 相談支援に関しては、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターにおいても対応している。

2 業務内容

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

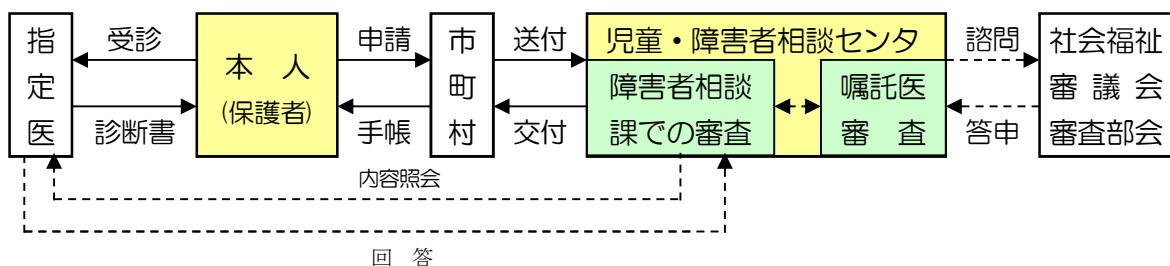
〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項

都道府県知事は、申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ① 視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ 0.1 以下のものなど
- ② 聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 dB 以上のものなど
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④ 肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤ 心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

種別		等級	<div style="display: flex; align-items: center;"> 重度 ← → 軽度 </div>							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)	
外部 機能 障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	—	
	聴覚・平衡 機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—	
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—	
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—	
	肢体 不自由	上肢・下肢機能障害		○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害		○	○	○	—	○	—	—
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△		
内部 障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・ 直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—	

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支給例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

(3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療（更生医療）のうち腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

〔根拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

〔設置時期〕 1982年2月1日

〔構成員〕 医師6名（任期2年）

〔開催状況〕 毎月1回開催

(4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、視覚障害者安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(5) 療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根拠〕 愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備考
A	最重度	I Q20以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。
	重度	I Q21～35	
B	中度	I Q36～50	・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
C	軽度	I Q51～75	

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根拠〕 知的障害者巡回相談実施要領

〔内容〕 療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔実施状況〕 年46回

一宮市（12回）、瀬戸市（2回）、春日井市（3回）、津島市（3回）、半田市（12回）、刈谷市（6回）、豊田市（8回）

(8) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的・職能的判定、市町村への技術的援助などを行う。

〔根拠〕 身体障害者福祉法第11条第2項、知的障害者福祉法第12条第2項

【参考】身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国 【制度設計】	県【広域事務・連絡調整】		市町村 【援護の実施】
		本 庁	更生相談所	
身体障害者 更生相談所 の設置運営	○身体障害者福祉法 第 11 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
身体障害者 手帳の交付	○身体障害者福祉法 第 15～17 条	○法施行細則制定 ○社会福祉審議会 ○医師の指定	○身障手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付
障害程度 認 定	○障害程度等級表 ○認定基準、認定要 領、疑義解釈	○認定基準、認定 要領等制定 ○身障審査部会 ○審査請求対応	○障害程度の認定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・身障審査部会	○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定
自立支援 医 療 (更生医療)	○障害者総合支援法 第 52～75 条 ○支給認定実施要綱	○実施要綱の制定 ○医療機関の指定 ○医療費審査支払 ○透析審査会議	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・透析審査会議	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 ・支給決定
補 装 具	○障害者総合支援法 第 76 条 ○補装具の種目及び 費用額等の基準 ○事務取扱指針	○事務処理要領の 制定 ○市町村への情報 提供・連絡調整	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ○適合判定 ○市町村、補装具業 者等への助言	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 (一部種目) ・適合確認 ・支給決定
知的障害者 更生相談所 の設置運営	○知的障害者福祉法 第 12 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
療育手帳の 交 付	○療育手帳制度要綱 ○運用通知	○実施要綱の制定 ○審査請求対応	○障害程度の判定 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・調査表判定 ○療育手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付 ○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定

3 障害者相談業務の実施状況

(1) 2019年度 身体障害者相談件数 (件)

区 分		中 央 児 童 ・ 障 害 者 相 談 セ ン タ ー	西 三 河 児 童 ・ 障 害 者 相 談 セ ン タ ー	東 三 河 児 童 ・ 障 害 者 相 談 セ ン タ ー	計
相談実件数		21,946	8,291	3,546	33,595
相 談 内 容	身体障害者手帳	10,569	2,563	1,317	14,449
	医学診断	6,609	1,635	1,023	9,267
	更生医療	4,831	3,140	689	8,660
	補装具	1,614	1,029	548	3,191
	職 業	0	0	0	0
	施設入所	2	1	0	3
	そ の 他	0	0	0	0
	計	23,625	8,368	3,577	35,570
判 定 内 容	等級診断	10,442	2,531	1,293	14,266
	医学判定	203	114	67	384
	更生医療判定	4,756	3,136	689	8,581
	補装具判定	1,702	1,038	545	3,285
	心理判定	2	1	0	3
	職能判定	2	0	0	2
	そ の 他	0	0	0	0
	計	17,107	6,820	2,594	26,521
判定書交付件数		6,460	4,175	1,234	11,869

(2) 身体障害者相談件数の推移 (件)

区 分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
相談実件数		30,291	30,325	31,590	33,272	33,595
相 談 内 容	身障手帳	13,422	13,592	14,248	14,303	14,449
	医学診断	8,162	7,924	8,401	9,654	9,267
	更生医療	8,049	8,096	8,044	8,278	8,660
	補装具	2,577	2,652	2,792	3,103	3,191
	そ の 他	1	2	3	2	3
	計	32,211	32,266	33,488	35,340	35,570

(3) 2019年度 身体障害者手帳新規交付件数（障害別・等級別）

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視 覚 障 害		89	208	24	55	77	8	461	5.2
聴 覚 障 害		0	10	43	174	0	276	503	5.7
平衡機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	1	108	36	0	0	145	1.6
肢 体 不 自 由	上肢不自由	714	334	177	46	29	38	1,338	15.1
	下肢不自由	99	96	123	235	83	83	719	8.1
	体 幹	289	336	338	0	66	0	1,029	11.6
	脳原性機能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	1,102	766	638	281	178	121	3,086	34.9
内 部 障 害	心 臓 機 能	1,268	0	334	122	0	0	1,724	19.5
	呼 吸 器 機 能	63	0	413	67	0	0	543	6.1
	腎 臓 機 能	147	1	401	815	0	0	1,364	15.4
	膀胱・直腸機能	0	0	30	905	0	0	935	10.6
	小 腸 機 能	0	1	1	3	0	0	5	0.1
	免 疫 機 能	0	12	12	1	0	0	25	0.3
	肝 臓 機 能	16	18	10	10	0	0	54	0.6
小 計	1,494	32	1,201	1,923	0	0	4,650	52.6	
合 計		2,685	1,017	2,014	2,469	255	405	8,845	
構成比 %		30.4	11.5	22.8	27.9	2.9	4.6		

(注) 障害区分については、代表部位で計上しています。

構成比については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(4) 身体障害者手帳新規交付件数（等級別）の推移

(件)

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1 級	2,297	2,420	2,473	2,662	2,685
2 級	896	896	958	910	1,017
3 級	1,897	1,884	1,885	2,031	2,014
4 級	2,438	2,471	2,553	2,582	2,469
5 級	379	320	306	277	255
6 級	463	414	478	407	405
計	8,370	8,405	8,653	8,869	8,845

(5) 身体障害者手帳新規交付件数（障害別）の推移 (件)

区 分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
視 覚 障 害	358	329	386	405	461
聴 覚 障 害	506	473	571	523	503
平 衡 機 能 障 害	2	3	4	3	0
音声・言語・そしゃく障害	125	119	128	129	145
肢 体 不 自 由	3,184	3,113	3,222	3,028	3,086
内 部 障 害	4,195	4,368	4,342	4,781	4,650
計	8,370	8,405	8,653	8,869	8,845

(6) 自立支援医療（更生医療）要否判定件数の推移 (件)

区 分		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
腎 臓	人工透析	6,423	6,474	6,210	6,440	6,654
	免疫抑制等	722	782	836	924	944
心 臓		383	473	397	399	422
肢体不自由		151	101	119	84	96
そ の 他		341	385	418	440	465
計		8,020	8,215	7,980	8,287	8,581

(7) 2019 年度 透析療法審査件数 (件)

区 分		中 央	西三河	東三河	計
審査件数		3,917	2,423	492	6,832
内 訳	審査会議での審査件数	1,106	696	141	1,943
	その他の審査件数	2,811	1,727	351	4,889

(8) 補装具判定件数の推移 (件)

区 分	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
義肢（義手・義足）	370	353	297	395	352
装 具	566	799	1,031	1,116	1,307
座位保持装置	222	192	203	221	204
補 聴 器	741	665	738	779	771
車椅子・電動車椅子	656	627	605	546	612
そ の 他	53	49	48	55	39
計	2,608	2,685	2,922	3,112	3,285

(9) 2019年度 知的障害者相談件数

(件)

区 分		中 央	西 三 河	東 三 河	計
相談実件数		2,276	1,369	860	4,505
相 談 内 容	療 育 手 帳	2,102	1,229	785	4,116
	生 活	152	116	58	326
	職 業	35	18	12	65
	そ の 他	19	55	5	79
	計	2,308	1,418	860	4,586
判 定 内 容	医 学 的 判 定	203	150	77	430
	心 理 学 的 判 定	1,964	1,194	736	3,894
	職 能 的 判 定	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
	計	2,167	1,344	813	4,324
判定書等交付件数		2,590	1,418	841	4,849

(10) 知的障害者相談件数の推移

(件)

区 分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
相談実件数		4,252	4,267	4,445	4,347	4,505
相 談 内 容	療育手帳	3,670	3,780	3,984	3,913	4,116
	生 活	474	370	389	352	326
	職 業	81	95	84	55	65
	そ の 他	125	65	65	74	79
	計	4,350	4,310	4,540	4,394	4,586

(11) 知的障害者各種判定件数の推移

(件)

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
医学的判定	520	545	517	451	430
心理学的判定	3,503	3,609	3,772	3,689	3,894
職能的判定	0	0	0	1	0
そ の 他	0	1	0	0	0
計	4,023	4,155	4,289	4,141	4,324

(12) 知的障害者判定書等交付件数の推移

(件)

区 分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
療育手帳	新 規	260	284	242	207	234
	再判定	2,536	2,755	2,822	2,820	2,920
	再交付	284	303	331	333	333
	小 計	3,080	3,342	3,395	3,360	3,487
年金等診断書		348	355	360	330	301
そ の 他		904	796	853	910	1,061
計		4,332	4,493	4,608	4,600	4,849

4 資料

[第1表] 2019年度 身体障害者手帳新規交付件数（市町村別）

(件)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	328	88	193	260	26	39	934
	瀬戸市	102	32	58	89	7	11	299
	半田市	76	16	44	60	3	11	210
	春日井市	237	120	178	207	16	40	798
	津島市	36	16	45	51	3	9	160
	犬山市	58	21	38	55	9	7	188
	常滑市	35	11	27	44	2	7	126
	江南市	91	43	64	66	7	13	284
	小牧市	73	31	106	111	10	15	346
	稲沢市	114	35	73	95	12	11	340
	東海市	76	22	47	66	2	11	224
	大府市	47	20	35	48	5	13	168
	知多市	47	27	24	61	6	9	174
	尾張旭市	64	18	44	41	4	8	179
	岩倉市	24	10	35	33	1	5	108
	豊明市	65	14	52	40	4	7	182
	日進市	61	19	30	30	8	9	157
	愛西市	50	16	39	46	3	7	161
	清須市	47	15	28	40	8	6	144
	北名古屋市	40	17	59	43	6	14	179
	弥富市	34	15	21	32	3	5	110
	あま市	55	25	52	51	3	6	192
	長久手市	14	8	19	23	1	4	69
	東郷町	12	9	21	32	2	2	78
	豊山町	9	2	12	16	0	1	40
	大口町	16	6	7	14	2	1	46
	扶桑町	29	14	11	16	6	3	79
	大治町	11	7	13	14	3	2	50
	蟹江町	18	11	24	29	0	5	87
	飛島村	1	2	1	1	0	0	5
	阿久比町	17	10	10	20	0	2	59
	東浦町	29	7	30	24	3	11	104
	南知多町	18	5	9	17	2	2	53
	美浜町	21	8	12	19	0	0	60
武豊町	32	9	14	25	0	5	85	
小計	1,987	729	1,475	1,819	167	301	6,478	

(続き)

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
西三河管内	碧 南 市	38	18	44	45	9	11	165
	刈 谷 市	73	39	67	76	14	16	285
	安 城 市	93	50	91	109	13	11	367
	西 尾 市	84	46	90	104	13	18	355
	知 立 市	40	15	22	28	0	4	109
	高 浜 市	23	7	31	19	2	6	88
	み よ し 市	32	16	20	25	6	7	106
	幸 田 町	20	9	16	30	4	3	82
	小 計	403	200	381	436	61	76	1,557
東三河管内	豊 川 市	139	48	70	96	16	8	377
	蒲 郡 市	64	18	33	59	9	11	194
	新 城 市	31	10	26	20	1	4	92
	田 原 市	56	11	26	33	0	4	130
	設 楽 町	2	0	2	3	0	0	7
	東 栄 町	3	0	1	2	1	1	8
	豊 根 村	0	1	0	1	0	0	2
	小 計	295	88	158	214	27	28	810
合 計		2,685	1,017	2,014	2,469	255	405	8,845
構成比 %		30.4	11.5	22.8	27.9	2.9	4.6	

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が100にならない場合があります。(次表以下同じ。)

[第2表] 2019年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数（センター別）

1 中央児童・障害者相談センター

(件)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視覚障害		58	141	16	34	55	6	310	4.8
聴覚障害		0	7	28	118	0	218	371	5.7
平衡機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	0	82	29	0	0	111	1.7
肢 体 不 自 由	上肢不自由	575	232	125	33	18	21	1,004	15.5
	下肢不自由	70	63	77	162	48	56	476	7.3
	体幹	191	264	289	0	46	0	790	12.2
	脳原性機能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	836	559	491	195	112	77	2,270	35.0
内 部 障 害	心臓機能	948	0	222	104	0	0	1,274	19.7
	呼吸器機能	39	0	286	59	0	0	384	5.9
	腎臓機能	94	1	316	578	0	0	989	15.3
	膀胱・直腸機能	0	0	19	698	0	0	717	11.1
	小腸機能	0	1	1	1	0	0	3	0.1
	免疫機能	0	8	5	1	0	0	14	0.2
	肝臓機能	12	12	9	2	0	0	35	0.5
小計	1,093	22	858	1,443	0	0	3,416	52.8	
合計		1,987	729	1,475	1,819	167	301	6,478	
構成比%		30.7	11.3	22.8	28.1	2.6	4.6		

(注) 障害区分については、代表部位で計上しています。(3センター共通)

2 西三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視 覚 障 害		20	46	2	11	13	1	93	6.0
聴 覚 障 害		0	1	11	40	0	39	91	5.8
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0.0
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 そ し ゃ く 機 能 障 害		0	1	19	5	0	0	25	1.6
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	94	76	36	9	6	12	233	15.0
	下 肢 不 自 由	23	21	34	53	26	24	181	11.6
	体 幹	54	50	30	0	16	0	150	9.6
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	171	147	100	62	48	36	564	36.2
内 部 障 害	心 臓 機 能	177	0	103	15	0	0	295	18.9
	呼 吸 器 機 能	11	0	81	3	0	0	95	6.1
	腎 臓 機 能	21	0	50	170	0	0	241	15.5
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	8	121	0	0	129	8.3
	小 腸 機 能	0	0	0	2	0	0	2	0.1
	免 疫 機 能	0	3	6	0	0	0	9	0.6
	肝 臓 機 能	3	2	1	7	0	0	13	0.8
小 計	212	5	249	318	0	0	784	50.4	
合 計		403	200	381	436	61	76	1,557	
構 成 比 %		25.9	12.8	24.5	28.0	3.9	4.9		

3 東三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		11	21	6	10	9	1	58	7.2
聴 覚 障 害		0	2	4	16	0	19	41	5.1
平 衡 機 能 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 そ じ ゃ く 機 能 障 害		0	0	7	2	0	0	9	1.1
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	45	26	16	4	5	5	101	12.5
	下 肢 不 自 由	6	12	12	20	9	3	62	7.7
	体 幹	44	22	19	0	4	0	89	11.0
	脳 原 性 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	95	60	47	24	18	8	252	31.1
内 部 障 害	心 臓 機 能	143	0	9	3	0	0	155	19.1
	呼 吸 器 機 能	13	0	46	5	0	0	64	7.9
	腎 臓 機 能	32	0	35	67	0	0	134	16.5
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	0	0	3	86	0	0	89	11.0
	小 腸 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 疫 機 能	0	1	1	0	0	0	2	0.2
	肝 臓 機 能	1	4	0	1	0	0	6	0.7
	小 計	189	5	94	162	0	0	450	55.6
合 計		295	88	158	214	27	28	810	
構 成 比 %		36.4	10.9	19.5	26.4	3.3	3.5		

[第3表] 2019年度 自立支援医療（更生医療）要否判定件数（市町村別）

（件）

区分	判定件数	判定内容										
		視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	肢体	腎臓		心臓	小腸	免疫	肝臓	
						人工透析	免疫抑制等					
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	296	0	0	1	3	149	75	36	0	31	1
	瀬戸市	96	0	0	1	0	49	40	1	0	5	0
	半田市	204	0	0	1	0	164	23	1	0	15	0
	春日井市	893	0	0	5	1	781	53	12	0	38	3
	津島市	60	0	0	0	0	47	10	0	0	3	0
	犬山市	85	0	0	0	2	66	1	8	0	7	1
	常滑市	145	0	0	0	0	115	16	11	0	3	0
	江南市	145	0	0	7	0	119	10	4	0	5	0
	小牧市	371	0	0	0	0	257	35	69	0	9	1
	稲沢市	143	0	0	5	0	110	17	3	0	8	0
	東海市	222	0	0	0	0	192	17	1	0	12	0
	大府市	138	0	0	0	0	119	9	4	0	6	0
	知多市	203	0	0	0	0	181	20	0	0	2	0
	尾張旭市	97	0	0	0	0	79	13	2	0	3	0
	岩倉市	69	0	0	0	0	35	13	15	0	6	0
	豊明市	212	0	0	0	0	186	15	0	0	11	0
	日進市	162	0	0	1	0	135	23	0	0	3	0
	愛西市	46	0	0	0	0	31	12	0	0	3	0
	清須市	179	0	0	0	0	148	16	1	0	14	0
	北名古屋市	169	0	0	0	0	136	12	16	0	5	0
	弥富市	31	0	0	0	0	17	11	0	0	3	0
	あま市	135	0	0	0	0	104	19	0	0	12	0
	長久手市	76	0	0	0	0	57	10	4	0	5	0
	東郷町	113	0	0	1	0	101	11	0	0	0	0
	豊山町	30	0	0	0	0	22	1	6	0	1	0
	大口町	22	0	0	0	1	12	6	1	0	2	0
	扶桑町	28	0	0	0	1	18	5	3	0	1	0
	大治町	57	0	0	0	0	45	10	0	0	2	0
	蟹江町	22	0	0	0	0	10	5	1	0	6	0
	飛島村	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
	阿久比町	53	0	0	0	0	44	6	2	0	0	1
	東浦町	139	0	0	0	0	114	14	4	0	5	2
	南知多町	35	0	0	0	0	32	2	1	0	0	0
美浜町	19	0	0	0	0	15	3	1	0	0	0	
武豊町	57	0	0	1	0	45	10	1	0	0	0	
小計	4,756	0	0	23	8	3,739	543	208	0	226	9	

(続き)

(件)

区分	判定 件数	判定内容										
		視 覚	聴 覚	音声・ 言語・ そしゃく	肢体	腎 臓		心 臓	小 腸	免 疫	肝 臓	
						人工 透析	免疫 抑制等					
西三河管内	岡崎市	858	0	0	1	70	613	53	99	0	22	0
	碧南市	181	0	0	0	0	141	21	10	0	9	0
	刈谷市	241	0	0	0	0	189	25	13	0	14	0
	豊田市	942	0	0	1	2	811	79	11	0	37	1
	安城市	204	0	1	0	2	115	46	26	0	13	1
	西尾市	370	0	0	0	2	297	27	27	0	17	0
	知立市	106	0	0	0	0	86	7	7	0	6	0
	高浜市	62	0	0	1	0	39	10	7	0	5	0
	みよし市	113	0	0	0	0	102	7	1	0	3	0
	幸田町	59	0	0	0	5	30	8	12	0	4	0
	小計	3,136	0	1	3	81	2,423	283	213	0	130	2
東三河管内	豊橋市	335	0	0	3	5	223	62	0	0	38	4
	豊川市	98	0	1	1	0	52	31	0	0	11	2
	蒲郡市	165	0	0	0	2	143	11	1	0	8	0
	新城市	77	0	0	0	0	66	10	0	0	1	0
	田原市	7	0	0	1	0	2	3	0	0	1	0
	設楽町	6	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0
	東栄町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	689	0	1	5	7	492	118	1	0	59	6
合計	8,581	0	2	31	96	6,654	944	422	0	415	17	
構成比 %		0.0	0.0	0.4	1.1	77.5	11.0	4.9	0.0	4.8	0.2	

[第4表] 2019年度 補装具判定件数（市町村別）

（件）

区分	判定件数	判定内容										
		義手	義足	装具	座位保持装置	補聴器	車椅子	電動車椅子	意思伝達装置	特例	その他	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	245	1	22	101	16	57	38	6	4	0	0
	瀬戸市	93	0	4	46	2	28	10	2	1	0	0
	半田市	66	0	10	24	4	11	10	6	1	0	0
	春日井市	234	0	22	80	17	74	25	14	0	2	0
	津島市	43	0	6	15	3	11	8	0	0	0	0
	犬山市	63	0	6	32	5	11	9	0	0	0	0
	常滑市	46	0	3	27	1	6	6	3	0	0	0
	江南市	56	0	1	24	3	15	6	4	0	3	0
	小牧市	94	0	12	44	7	16	12	3	0	0	0
	稲沢市	54	0	8	17	4	18	6	1	0	0	0
	東海市	69	0	7	25	9	14	14	0	0	0	0
	大府市	39	0	3	10	2	16	4	4	0	0	0
	知多市	45	0	6	18	1	12	4	2	0	2	0
	尾張旭市	53	0	10	23	6	9	1	2	2	0	0
	岩倉市	21	0	1	8	3	3	3	3	0	0	0
	豊明市	48	0	2	20	3	12	10	1	0	0	0
	日進市	23	0	3	0	2	13	4	1	0	0	0
	愛西市	57	0	6	17	3	15	15	1	0	0	0
	清須市	26	0	1	6	4	8	3	4	0	0	0
	北名古屋市	51	0	13	18	2	12	3	3	0	0	0
	弥富市	17	0	2	2	0	5	2	2	2	2	0
	あま市	38	0	11	13	0	3	9	0	2	0	0
	長久手市	15	0	2	4	1	4	3	1	0	0	0
	東郷町	30	0	4	8	0	11	6	0	0	1	0
	豊山町	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	大口町	10	0	0	5	0	4	1	0	0	0	0
	扶桑町	12	0	0	4	0	4	2	2	0	0	0
	大治町	29	0	1	18	0	5	3	2	0	0	0
	蟹江町	16	0	2	1	4	3	6	0	0	0	0
	飛島村	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	阿久比町	14	0	1	10	1	1	1	0	0	0	0
東浦町	44	0	1	21	2	13	7	0	0	0	0	
南知多町	13	0	0	1	0	10	0	2	0	0	0	
美浜町	9	0	0	7	1	0	1	0	0	0	0	
武豊町	25	1	6	7	0	7	2	2	0	0	0	
小計	1,702	2	178	656	106	432	235	71	12	10	0	

(続き)

(件)

区分	判定 件数	判定内容										
		義手	義足	装具	座位 保持 装置	補聴器	車椅子	電 動 車椅子	意思 伝達 装置	特例	その他	
西三河管内	岡崎市	287	1	37	111	23	61	36	17	1	0	0
	碧南市	55	0	4	30	4	9	6	2	0	0	0
	刈谷市	109	0	20	47	5	27	9	1	0	0	0
	豊田市	277	0	31	101	18	74	37	11	5	0	0
	安城市	87	0	5	31	3	23	17	8	0	0	0
	西尾市	96	2	5	41	8	27	12	1	0	0	0
	知立市	46	0	4	29	1	8	1	3	0	0	0
	高浜市	28	0	4	6	2	11	5	0	0	0	0
	みよし市	29	0	0	16	4	6	3	0	0	0	0
	幸田町	24	0	1	10	0	12	1	0	0	0	0
	小計	1,038	3	111	422	68	258	127	43	6	0	0
東三河管内	豊橋市	287	0	28	132	14	49	49	9	4	2	0
	豊川市	107	0	7	50	4	16	20	5	5	0	0
	蒲郡市	79	0	6	28	3	11	25	6	0	0	0
	新城市	44	0	10	10	8	2	11	3	0	0	0
	田原市	14	0	4	1	0	3	6	0	0	0	0
	設楽町	6	0	1	3	1	0	1	0	0	0	0
	東栄町	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊根村	6	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0
小計	545	0	58	229	30	81	113	23	9	2	0	
合計	3,285	5	347	1,307	204	771	475	137	27	12	0	
構成比 %		0.2	10.6	39.8	6.2	23.5	14.5	4.2	0.8	0.4	0.0	

[第5表] 2019年度 知的障害者相談件数（市町村別）

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	323	0	0	0	0	20	0	301	5	326
	瀬戸市	121	0	0	2	0	7	0	114	5	128
	半田市	110	0	0	1	0	8	0	102	0	111
	春日井市	248	0	0	4	0	21	0	225	2	252
	津島市	44	0	0	2	0	1	0	41	0	44
	犬山市	44	0	0	0	0	4	0	41	0	45
	常滑市	45	0	0	0	0	3	0	42	0	45
	江南市	106	0	0	0	0	10	0	95	1	106
	小牧市	133	0	0	5	0	8	0	121	0	134
	稲沢市	89	0	0	1	0	8	0	82	2	93
	東海市	105	0	0	11	0	4	0	90	0	105
	大府市	97	0	0	1	0	7	0	91	0	99
	知多市	78	0	0	2	0	4	0	72	0	78
	尾張旭市	43	0	0	0	0	2	0	42	0	44
	岩倉市	36	0	0	0	0	4	0	32	0	36
	豊明市	47	0	0	0	0	0	0	47	0	47
	日進市	36	0	0	0	0	1	0	35	1	37
	愛西市	52	0	0	1	0	6	0	47	0	54
	清須市	48	0	0	1	0	3	0	43	1	48
	北名古屋市	70	0	0	0	0	5	0	66	0	71
	弥富市	31	0	0	0	0	4	0	27	0	31
	あま市	72	0	0	1	0	5	0	65	1	72
	長久手市	29	0	0	0	0	1	0	28	0	29
	東郷町	22	0	0	0	0	0	0	22	0	22
	豊山町	8	0	0	0	0	0	0	8	0	8
	大口町	14	0	0	0	0	1	0	13	0	14
	扶桑町	25	0	0	0	0	2	0	25	0	27
	大治町	33	0	0	1	0	3	0	29	0	33
	蟹江町	27	0	0	0	0	0	0	27	0	27
	飛島村	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	阿久比町	10	0	0	0	0	1	0	9	0	10
	東浦町	46	0	0	2	0	2	0	42	1	47
	南知多町	5	0	0	0	0	0	0	5	0	5
美浜町	23	0	0	0	0	3	0	21	0	24	
武豊町	52	0	0	0	0	4	0	48	0	52	
小計	2,276	0	0	35	0	152	0	2,102	19	2,308	

(続き)

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
西三河管内	岡崎市	356	0	0	3	0	31	0	318	20	372
	碧南市	74	0	0	3	0	11	0	57	3	74
	刈谷市	93	0	0	1	0	5	0	84	4	94
	豊田市	410	0	0	6	0	34	0	368	14	422
	安城市	138	0	0	2	0	16	0	121	3	142
	西尾市	112	0	0	0	0	9	0	109	2	120
	知立市	52	0	0	0	0	4	0	46	5	55
	高浜市	46	0	0	2	0	3	0	40	1	46
	みよし市	43	0	0	0	0	2	0	40	2	44
	幸田町	45	0	0	1	0	1	0	47	0	49
小計	1,369	0	0	18	0	116	0	1,230	54	1,418	
東三河管内	豊橋市	412	0	0	8	0	31	0	369	4	412
	豊川市	232	0	0	3	0	11	0	218	0	232
	蒲郡市	82	0	0	0	0	7	0	75	0	82
	新城市	48	0	0	0	0	0	0	48	0	48
	田原市	81	0	0	1	0	9	0	70	1	81
	設楽町	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	東栄町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	豊根村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	860	0	0	12	0	58	0	785	5	860	
合計	4,505	0	0	65	0	326	0	4,117	78	4,586	
	構成比 %	0.0	0.0	1.4	0.0	7.1	0.0	89.8	1.7		

[第6表] 2019年度 知的障害者判定件数（市町村別）

(件)

区分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	35	272	0	0	307
	瀬戸市	10	103	0	0	113
	半田市	9	99	0	0	108
	春日井市	22	204	0	0	226
	津島市	5	40	0	0	45
	犬山市	5	37	0	0	42
	常滑市	5	39	0	0	44
	江南市	9	92	0	0	101
	小牧市	8	115	0	0	123
	稲沢市	10	78	0	0	88
	東海市	6	90	0	0	96
	大府市	9	84	0	0	93
	知多市	5	70	0	0	75
	尾張旭市	3	38	0	0	41
	岩倉市	4	29	0	0	33
	豊明市	0	43	0	0	43
	日進市	3	35	0	0	38
	愛西市	7	48	0	0	55
	清須市	5	38	0	0	43
	北名古屋市	6	62	0	0	68
	弥富市	7	25	0	0	32
	あま市	5	63	0	0	68
	長久手市	5	26	0	0	31
	東郷町	0	21	0	0	21
	豊山町	0	7	0	0	7
	大口町	1	12	0	0	13
	扶桑町	3	23	0	0	26
	大治町	5	25	0	0	30
	蟹江町	1	24	0	0	25
	飛島村	0	4	0	0	4
	阿久比町	1	8	0	0	9
	東浦町	2	39	0	0	41
	南知多町	0	5	0	0	5
美浜町	3	19	0	0	22	
武豊町	4	47	0	0	51	
小計	203	1,964	0	0	2,167	

(続き)

(件)

区 分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	そ の 他	計
西 三 河 管 内	岡 崎 市	38	312	0	0	350
	碧 南 市	15	58	0	0	73
	刈 谷 市	6	87	0	0	93
	豊 田 市	47	356	0	0	403
	安 城 市	19	110	0	0	129
	西 尾 市	10	102	0	0	112
	知 立 市	6	47	0	0	53
	高 浜 市	5	40	0	0	45
	みよし市	2	38	0	0	40
	幸 田 町	2	44	0	0	46
	小 計	150	1,194	0	0	1,344
東 三 河 管 内	豊 橋 市	43	357	0	0	400
	豊 川 市	13	201	0	0	214
	蒲 郡 市	10	66	0	0	76
	新 城 市	1	44	0	0	45
	田 原 市	9	65	0	0	74
	設 楽 町	1	3	0	0	4
	東 栄 町	0	0	0	0	0
	豊 根 村	0	0	0	0	0
小 計	77	736	0	0	813	
合 計		430	3,894	0	0	4,324
構成比 %		9.9	90.1	0.0	0.0	

[第7表] 2019年度 知的障害者判定書等交付件数（市町村別）

（件）

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
中央児童・ 障害者相談セン ター 管内	一宮市	26	194	34	18	92	364
	瀬戸市	3	78	17	7	37	142
	半田市	5	82	5	7	28	127
	春日井市	13	157	26	17	57	270
	津島市	6	28	2	1	12	49
	犬山市	7	26	4	2	11	50
	常滑市	2	34	3	3	11	53
	江南市	6	67	4	7	35	119
	小牧市	8	86	10	8	43	155
	稲沢市	4	56	7	6	32	105
	東海市	5	62	10	3	31	111
	大府市	3	69	8	6	29	115
	知多市	4	54	4	3	22	87
	尾張旭市	3	33	5	1	9	51
	岩倉市	1	26	3	4	3	37
	豊明市	2	36	4	0	12	54
	日進市	4	26	1	1	15	47
	愛西市	4	37	0	4	15	60
	清須市	5	25	7	2	13	52
	北名古屋市	4	44	3	4	24	79
	弥富市	4	18	2	4	8	36
	あま市	0	52	4	5	23	84
	長久手市	2	20	2	1	9	34
	東郷町	1	17	1	0	8	27
	豊山町	1	6	1	0	1	9
	大口町	1	10	2	1	3	17
	扶桑町	1	16	2	2	5	26
	大治町	3	16	5	3	9	36
	蟹江町	1	21	3	0	8	33
	飛島村	0	4	0	0	0	4
	阿久比町	0	8	1	1	1	11
	東浦町	2	28	6	1	17	54
南知多町	0	5	0	0	0	5	
美浜町	0	17	2	3	7	29	
武豊町	2	40	1	4	11	58	
小計	133	1,498	189	129	641	2,590	

(続き)

(件)

区 分		療育手帳			年金等 診断書	その他	計
		新 規	再判定	再交付			
西 三 河 管 内	岡 崎 市	14	239	26	31	62	372
	碧 南 市	4	46	5	11	9	75
	刈 谷 市	5	64	2	5	18	94
	豊 田 市	20	264	30	34	76	424
	安 城 市	8	88	14	16	16	142
	西 尾 市	4	82	9	9	13	117
	知 立 市	4	32	4	4	11	55
	高 浜 市	3	30	3	3	7	46
	みよし市	1	29	3	2	9	44
	幸 田 町	2	33	4	1	9	49
	小 計	65	907	100	116	230	1,418
東 三 河 管 内	豊 橋 市	19	237	12	32	102	402
	豊 川 市	9	140	17	10	54	230
	蒲 郡 市	3	54	6	7	9	79
	新 城 市	2	36	3	0	6	47
	田 原 市	2	48	5	7	17	79
	設 楽 町	1	0	0	0	2	3
	東 栄 町	0	0	1	0	0	1
	豊 根 村	0	0	0	0	0	0
	小 計	36	515	44	56	190	841
合 計		234	2,920	333	301	1,061	4,849
構成比 %		4.8	60.2	6.9	6.2	21.9	

令和2年10月発行

編集発行 愛知県の中央児童・障害者相談センター（企画・児童指導課）

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎7階

電話：052-961-7250(代)

FAX：052-950-2355

